

第 45 号 議 案

長崎県子育て条例行動計画案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

長崎県子育て条例行動計画について、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

長崎県子育て条例行動計画

(令和7年度～11年度)

長 崎 県

目 次

第Ⅰ編 策定の趣旨	1
第Ⅱ編 計画の性格	2
・SDGsの理念を踏まえた取組について	3
第Ⅲ編 計画期間	4
第Ⅳ編 こども・子育ての現状	5
1. 少子化の現状と将来の見通し	5
2. 少子化の背景	7
①婚姻・出産の状況	7
②夫婦の出生力	8
③人口の流出	9
3. 少子化が与える影響	9
①家族の形態の変容	9
②こども同士の交流の機会の減少	10
③学校や幼児教育・保育施設の統廃合等	10
4. こどもを取り巻く状況	11
①児童虐待の状況	11
②いじめ・不登校の状況	12
③こどもの貧困の状況	12
④こどものインターネット等利用の状況	13
⑤こども・若者の状況	14
⑥女性の就業状況	14
⑦ライフスタイルの変化	15
⑧若年者の就業状況	15
5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組	17
第Ⅴ編 施策体系	18
第Ⅵ編 基本施策及び施策の方向	19
第Ⅶ編 計画内容	22
第1章 こどもまんなか社会の実現	22
第1節 こども・若者の社会参画・意見反映	22
第2章 妊娠・出産の支援	24
第1節 妊娠・出産期における支援	24
第2節 不妊治療対策の充実	26
第3章 こどもや子育て家庭への支援	28
第1節 こどもの成長に応じた支援	28
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	28
2 幼児期の教育・保育の充実	29
3 安全安心な放課後の居場所づくり	33
4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり	34
5 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	35
(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成	35
(2) 豊かな心の育成	38
(3) 健やかな体の育成	40

(4) 信頼される学校づくり	41
(5) 私立学校教育の振興	44
6 未来の親・未来を担う人材の育成	44
(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発	44
(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進	45
(3) こども・若者の社会貢献活動の推進	46
(4) キャリア教育・職業教育の推進	46
(5) 若者の就業支援	47
(6) 困難を抱えるこども・若者の支援	48
7 子育てにかかる経済的支援	49
第2節 こどもの健やかな育ちへの支援	50
1 乳幼児の事故の防止	50
2 小児保健医療等の充実	51
3 思春期保健対策の充実	52
4 食育の推進	54
第3節 家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成	57
1 家庭教育への支援の充実	57
2 地域の教育力・養育力の向上	58
(1) 子育て支援のネットワークづくり	58
(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実	60
(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進	62
第4章 仕事と生活が調和する社会の実現	65
第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	65
1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	65
2 企業における取組の推進	66
第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備	68
第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現	69
第5章 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援	72
第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進	72
1 いじめ・不登校等対策	72
2 児童虐待防止対策の充実	73
(1) 児童相談所の体制の強化	73
(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進	74
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	75
3 社会的養護体制の充実	76
(1) 家庭的養護の推進	76
(2) 施設機能の見直し	76
(3) 家庭支援機能の強化	78
(4) 自立支援策の強化	79
(5) 社会的養護の質の確保	80
(6) こどもの権利擁護の強化	81
4 非行少年の立ち直り支援	82
5 ヤングケアラーに対する支援の強化	83
第2節 障害児施策の充実	84
1 障害のあるこどもと親への支援	84
2 発達障害のあるこどもと親への支援	86

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	88
1 相談・情報提供の強化	88
2 子育て・生活支援の充実	89
3 就労支援の推進	90
4 養育費確保の推進	91
5 経済的支援の充実	92
6 市町・関係機関団体との連携及び協働	93
第4節 こどもの貧困対策	94
1 教育の支援	94
(1) 高校中退予防の取組	94
(2) 高校中退後の支援	95
(3) 高等教育の修学支援	95
(4) 外国人児童生徒への支援	96
(5) 義務教育段階の就学支援の充実	96
(6) 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減	97
(7) 生活困窮世帯等の進学費用等の負担軽減	98
(8) 夜間中学の設置促進・充実	99
(9) 学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保	99
2 生活の安定に資するための支援	100
(1) 保護者の自立支援	100
(2) 生活困窮世帯等のこどもへの生活支援	100
(3) 生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援	101
(4) 高校中退後の支援	101
(5) 住宅に関する支援	102
(6) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	103
(7) 相談職員の資質向上	103
(8) こどもの居場所への支援	104
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	105
(1) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労機会の確保	105
(2) 親の学び直しの支援	105
第6章 安全・安心な子育ての環境づくり	109
第1節 こどもを取り巻く有害環境対策及びインターネット・電子メディア環境改善の推進	109
第2節 こども等の安全の確保	110
1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進	110
2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	112
(1) 安全情報の提供の推進	112
(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進	113
(3) 防犯講習の推進	114
(4) 自殺対策の推進	114
(5) 性犯罪・性暴力の未然防止への取組	115
3 被害を受けたこどもへの支援	115
第3節 子育てを支援する生活環境の整備	117
1 良質な住宅の確保	117
2 良質な居住環境の確保	117
3 安全な道路交通環境の整備	118
4 安心して外出できる環境の整備	119
(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	119
(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備	120
(3) 子育て世帯への情報提供	121

5 安全・安心まちづくりの推進	121
第7章 県民総ぐるみの子育て支援	123
第1節 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	123
第2節 ココロねっこ運動の推進	124
第3節 家庭の日の普及	125
第8章 こどもの心と命を守るための取組	126
第1節 関係機関の連携強化	126
第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援	128
第Ⅷ編 数値目標	132
用語解説	136

第Ⅰ編 策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です（長崎県子育て条例前文）。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年 3 月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を策定し、様々な施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、こどもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年 6 月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画（平成 22 年度～26 年度）」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～31 年度）」、「長崎県子育て条例行動計画（令和 2 年度～6 年度）」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、本県の合計特殊出生率は、平成 28 年には 1.71 まで回復したものの翌年以降 7 年連続で減少しており、令和 5 年には 1.49 と過去 4 番目に低い数値となっております。人口減少は将来に向けて労働力不足や経済規模の縮小を招き、社会保障やインフラ・行政サービスなどあらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなることが懸念され、喫緊の課題となっております。

国においては、2030 年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスとして「こども未来戦略」が策定されており、こうした国の少子化対策と整合性を図りながら、県民が希望通りに結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備に向けて、包括的な視点で対策を講じてまいります。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校、さらにはこどもの貧困、ヤングケアラなど依然としてこどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こどもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

さらに、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」や、同年 12 月に策定された「こども大綱」の理念に則り、本県においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、必要な施策を講じる必要があります。

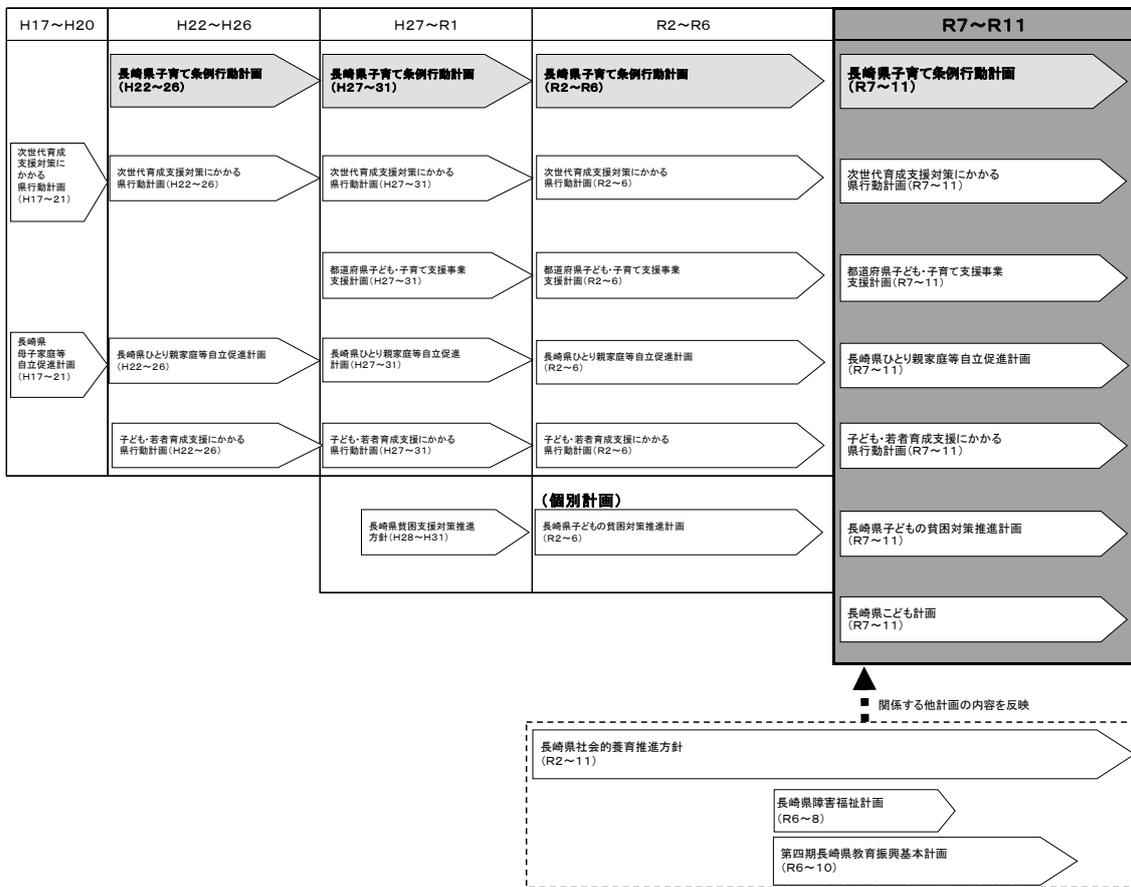
この「長崎県子育て条例行動計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、こどもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」が目指す、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生き育てることができる社会の実現のため策定するものです。

第Ⅱ編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第5章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

さらに、これまで個別計画として策定していた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県推進計画、令和5年度に施行された「こども基本法」に基づく県こども計画を一体的に策定し、各種施策の推進に取り組むこととしています。



• SDGs の理念を踏まえた取組について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、この SDGs の理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGs の達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は次のとおりです。

	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		

第Ⅲ編 計画期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とします。
また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。
なお、今後の社会情勢等によるこども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。

第Ⅳ編 こども・子育ての現状

1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に約270万人、第二次ベビーブームの昭和48年に約210万人でしたが、平成28年には100万人を割り込み、その後も減少を続け、令和5年には約72.7万人と過去最低の出生数となっています。

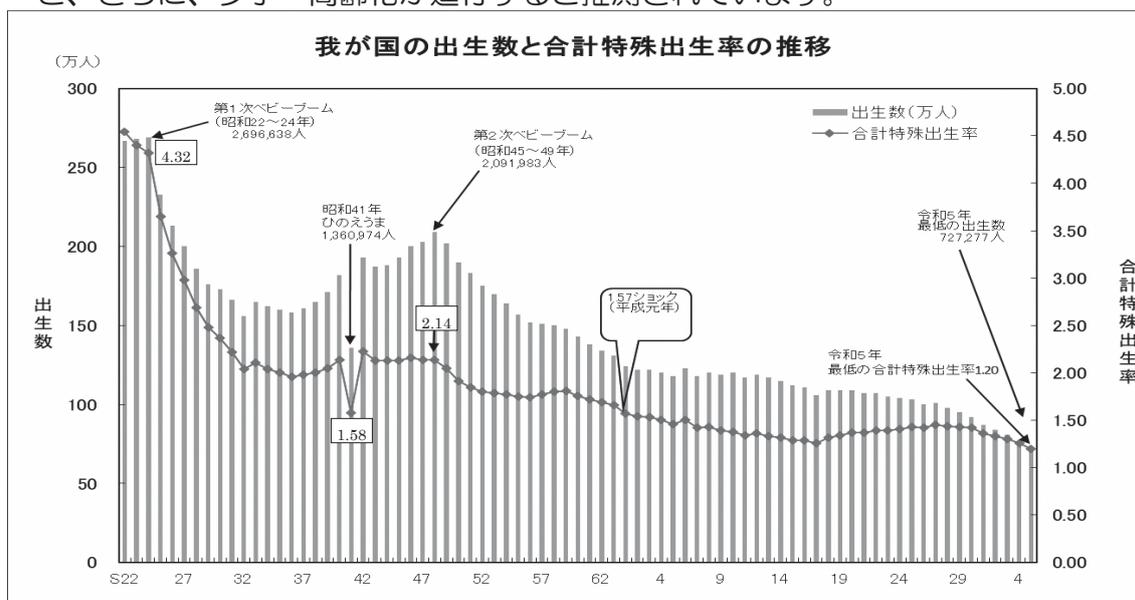
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に61,145人と最高値を示して以降、減少傾向が続いており、第二次ベビーブームの昭和47、48年に若干持ち直したものの、令和5年には7,656人とピーク時の約8分の1となっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に4.32、第二次ベビーブーム時に2.14となって以降、低下を続け、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、緩やかに回復していましたが、平成28年からは減少が続き、令和5年には過去最低の1.20となるなど、少子化には歯止めがかかっておらず、人口規模が長期的に維持される「人口置換水準（現在は2.07）」を下回る状態が約45年間続いています。

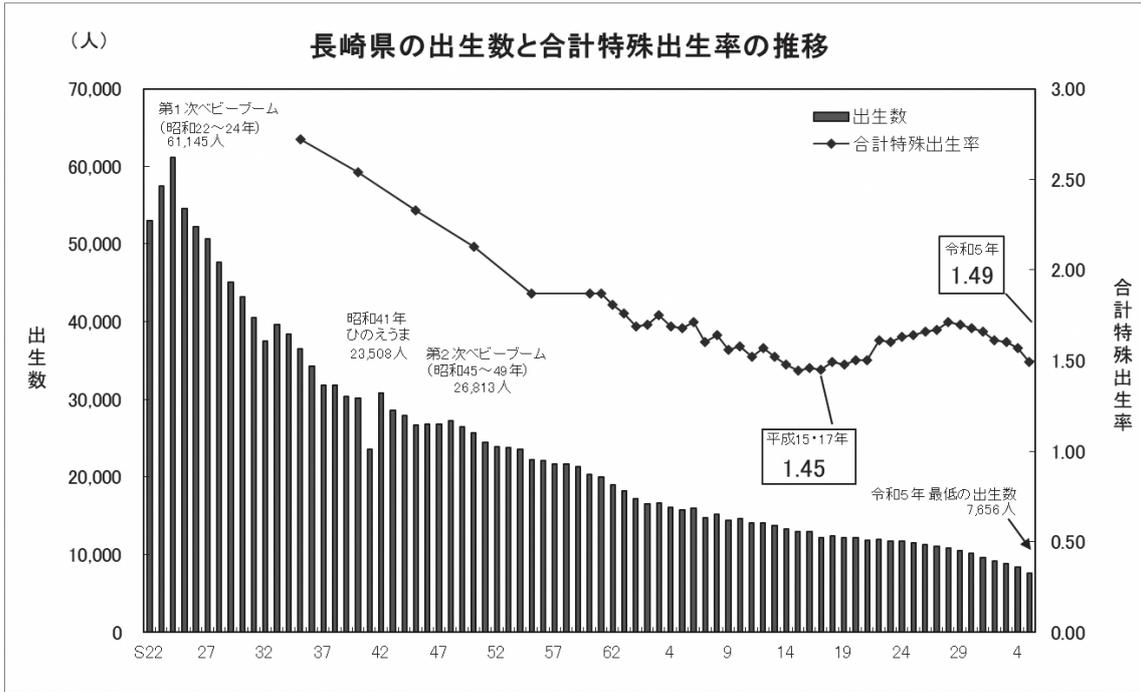
長崎県でも、平成15年と17年に過去最低の1.45となった後、緩やかに上昇し、平成28年には1.71まで回復しましたが、翌年からは減少が続いており、令和5年には1.49となっています。全国に比べれば高い状況ですが、人口置換水準の2.07を大きく下回っているのが現状です。

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計人口によると、長崎県の人口は、令和2年の131万人から令和32年には約87万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

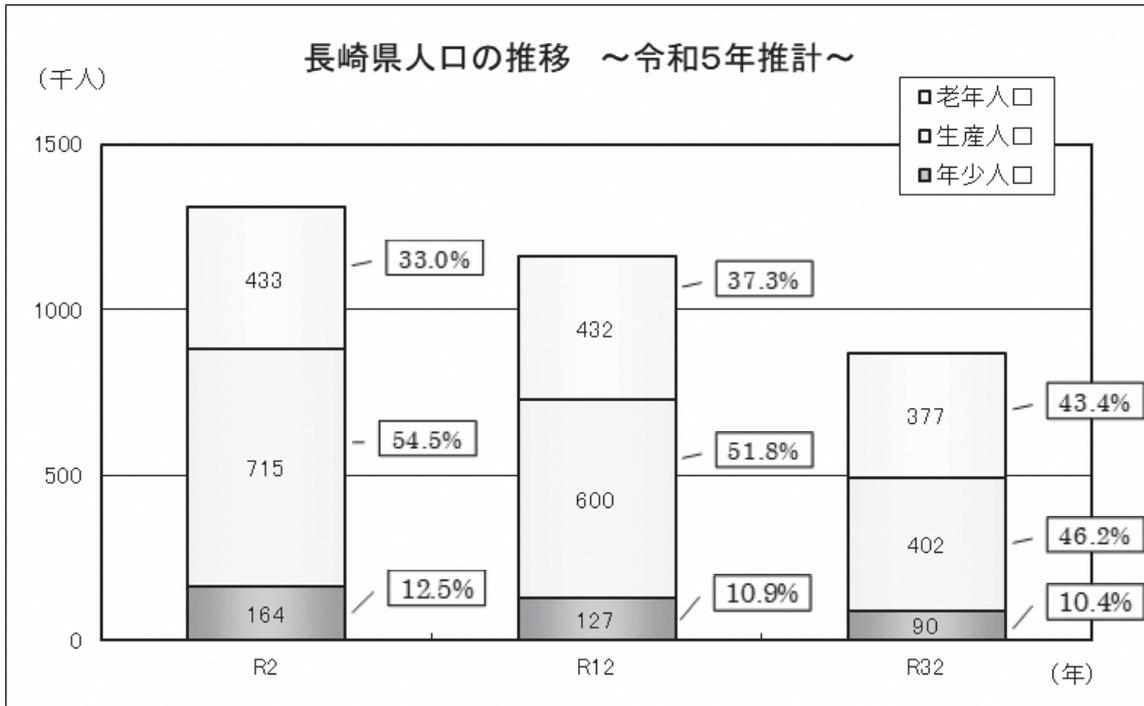
また、年齢別で見ると、令和2年の年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は12.5%、老年人口比率（65歳以上が総人口に占める割合）は33.0%となっていますが、令和32年には年少人口比率は10.4%、老年人口比率は43.4%と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。



(資料：人口動態統計(厚生労働省))



(資料：人口動態統計 (厚生労働省))



(資料：都道府県の将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所))

2. 少子化の背景

① 婚姻・出産の状況

本県の未婚率は、25～29歳の女性で昭和55年に28.7%（全国23.9%）だったものが、令和2年には56.6%（全国58.2%）、30～34歳では11.1%（全国9.1%）から33.0%（全国33.6%）へ、男性では25～29歳で昭和55年に51.1%（全国55.1%）だったものが、令和2年には64.3%（全国65.4%）へ、30～34歳では18.2%（全国21.5%）から41.7%（全国43.7%）へと大幅に増加しています。

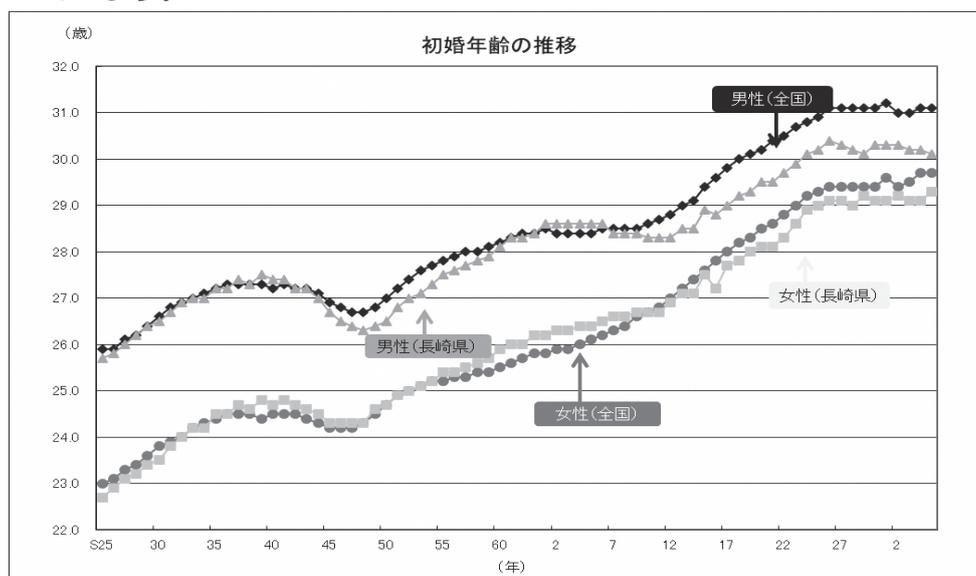
平均初婚年齢は、昭和58年に男性で27.8歳（全国28.0歳）、女性で25.6歳（全国25.4歳）であったのが、令和5年には男性で30.1歳（全国31.1歳）、女性で29.3歳（全国29.7歳）となっており、全国平均と同様に高止まりが続いています。

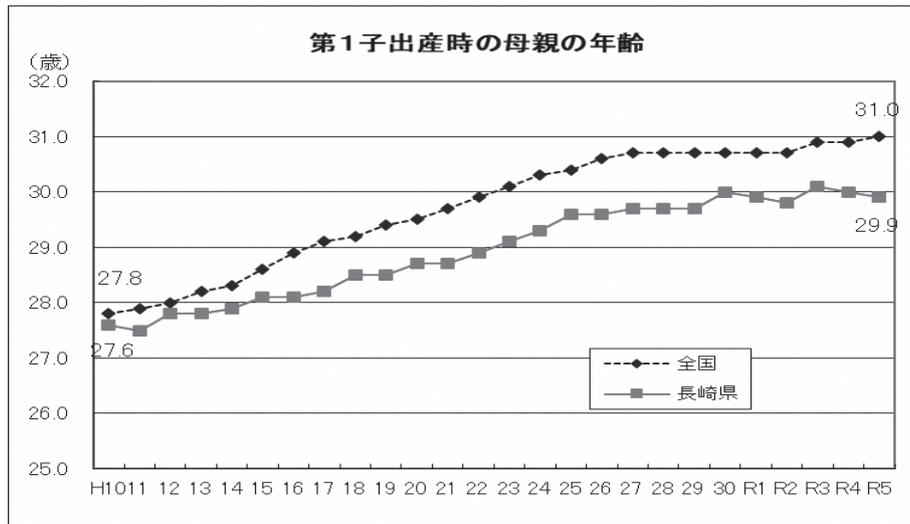
また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成10年の第1子出産時が27.6歳（全国27.8歳）であったのが、令和5年には29.9歳（全国31.0歳）となっています。

「長崎県の少子化に関する県民アンケート調査」（令和6年2月～3月）によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が24.5%（平成31年の前回調査では26.4%）、「どちらともいえない（理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない）」が40.8%（同45.6%）、「一生結婚するつもりはない」が31.0%（同17.0%）でした。

結婚する意思は、男女とも約7割弱ですが、前回（平成31年）の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が1.9ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が14.0ポイント高くなるなど、結婚する意思が低下しており、前々回（平成25年）調査時には「一生結婚するつもりはない」が10.7%であったことから、一生結婚しない考えは10年間で20.3ポイント上昇するなど、その傾向は顕著となっています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が34.1%、「必要性を感じない」が27.0%、「自由や気楽さを失いたくない」が23.7%などとなっています。





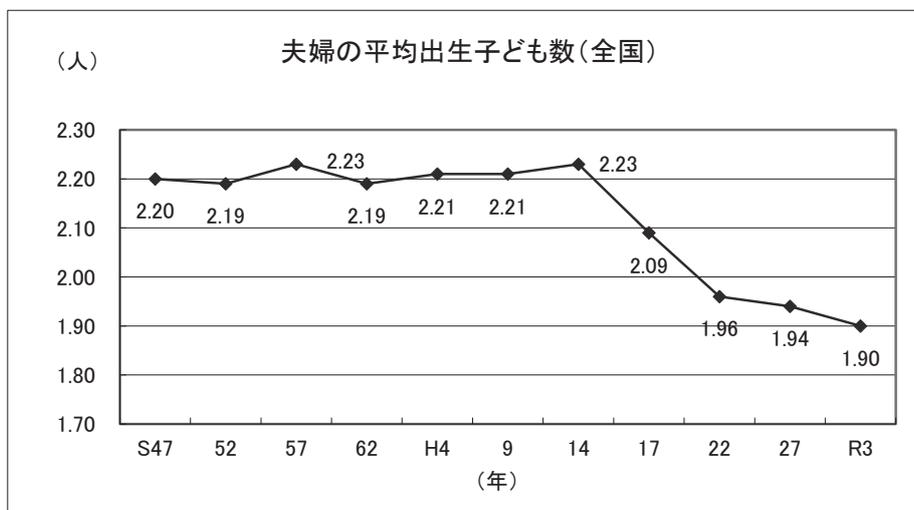
(資料：人口動態統計 (厚生労働省))

② 夫婦の出生力

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人となり、平成22年には1.96人と2人を割り込んだ後、令和3年には1.9人まで減少しています。

また、「長崎県の少子化に関する県民アンケート」(令和6年2～3月)によると、こどもを持っている人の「理想のこどもの数」は、平均2.39人で、「実際に持つことを考えているこどもの数」は、平均2.02人であり、「実際に持つことを考えているこどもの数」は、「理想のこどもの数」より0.37人下回っています。なお、前回(令和元年)の調査結果と比較すると、「理想のこどもの数」は前回2.74人を0.35人下回り、「実際に持つことを考えているこどもの数」は前回2.32人を0.3人下回っています。

理想より実際に持つことを考えているこどもの数が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が53.1%、「高年齢でこどもを持つことを避けたいから」が27.4%、「ほしいけれどもできないから」が24.0%などとなっています。

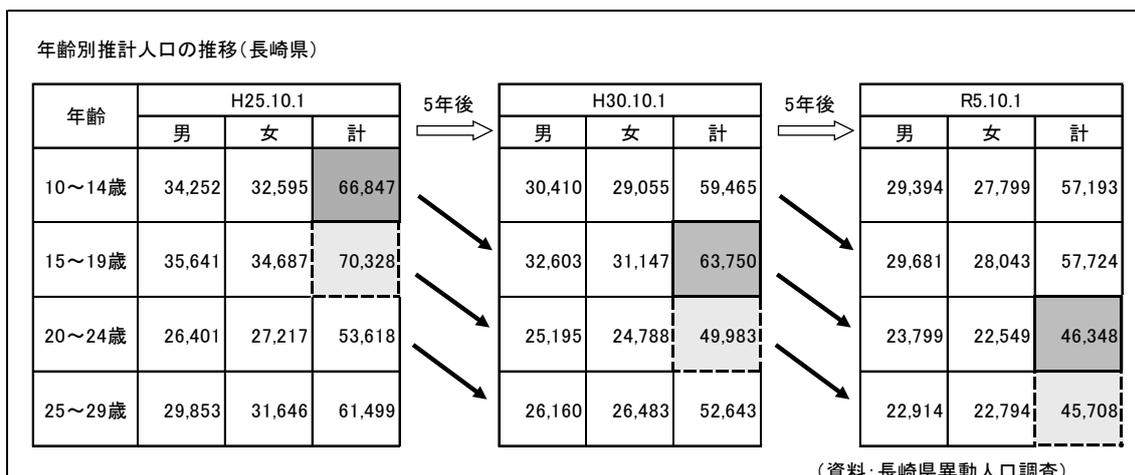


(資料：出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所))

③ 人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成30年から令和5年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。



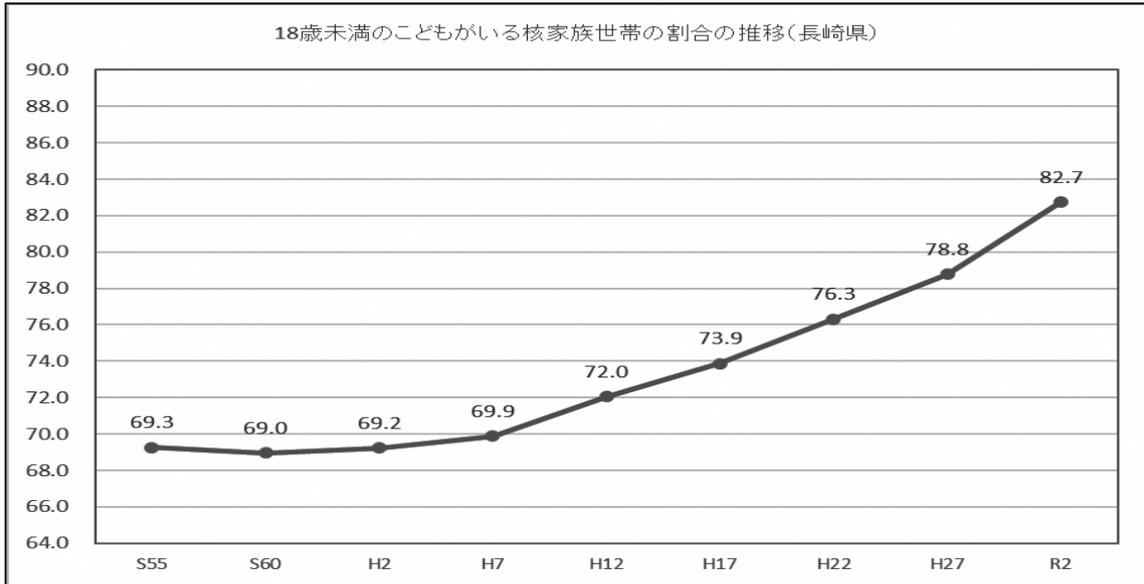
3. 少子化が与える影響

① 家族の形態の変容

令和2年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,259,784人、一般世帯数は556,130世帯で、一世帯当たりの人員は2.27人となっています。平成12年と比較すると、一般世帯人員は1,472,855人から14.5%減少し、世帯数は542,985世帯から2.4%増加しており、一世帯当たり世帯人員数は2.71人から0.44人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満のこどもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成12年の72.0%から令和2年には82.7%と10.7%増加しています。

核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大しているものと考えられます。



(資料:国勢調査(総務省))

② こども同士の交流の機会の減少

こどもの数が減少すると、こども同士、特に年齢の違うこどもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、こどもの社会性が育まれにくくなるなど、こどもの健やかな成長への影響が懸念されます。

③ 学校や幼児教育・保育施設の統廃合等

児童生徒数の減少により、本県の公立小中学校の統廃合が進み、学校数が減少しています。

また、幼児教育・保育施設についても、過疎地域など一部の地域においては、入所児童数の減少により、事業継続が困難となる状況が顕在化しており、地域に必要な幼児教育・保育施設の維持存続が懸念されます。

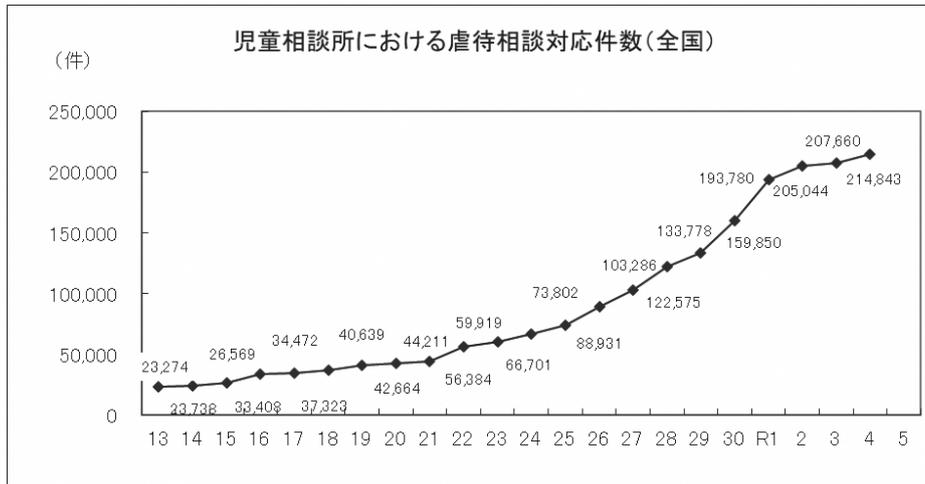
4. こどもを取り巻く状況

① 児童虐待の状況

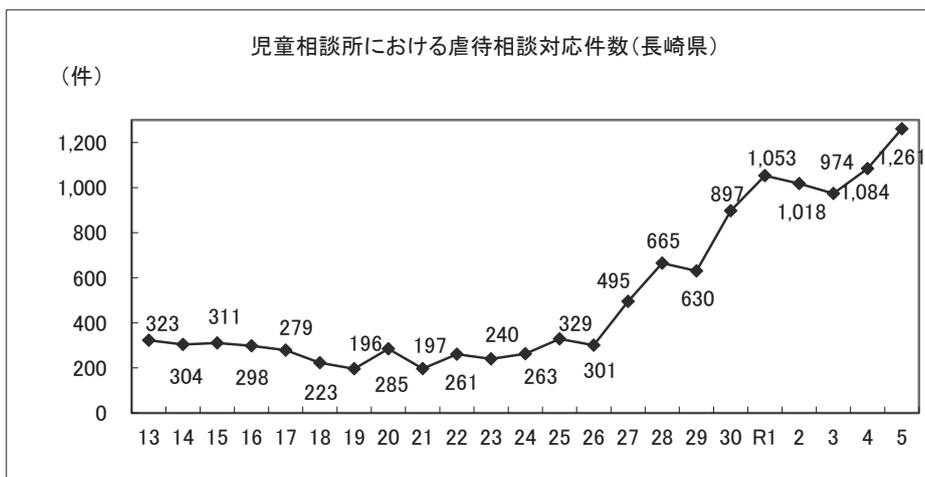
近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等様々な問題が顕在化しています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、こどもの健全な成長、発達を阻害し、こどもの心身に長期的にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成17年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、年により増減を繰り返していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移し、令和5年度（速報値）は前年度に比べ16.3%の増加となり、統計を取り始めた平成2年以降最多となりました。



(資料: 児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移(こども家庭庁))



(資料: 長崎県こども家庭課調べ)

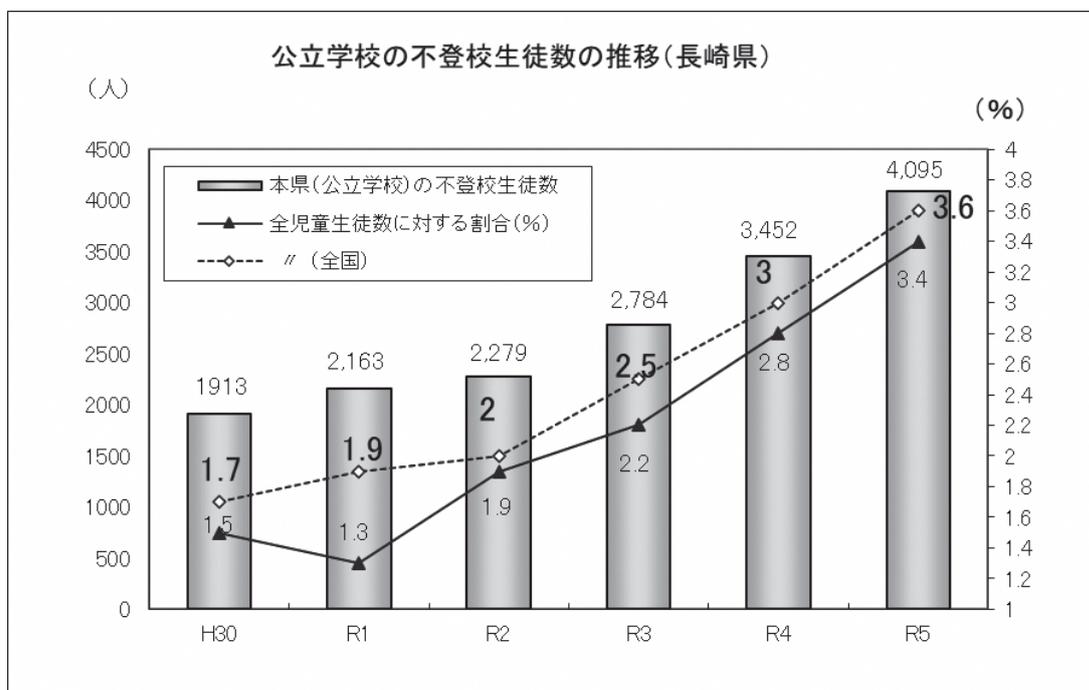
② いじめ・不登校の状況

いじめについては、こども・家庭・学校等それぞれの要因が複雑に絡み合っており、全国でもいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあることから、教育相談体制を整備するなど最重要課題として取り組んでいます。

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)では、本県における公立学校のいじめの件数は2,303件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、「いじめはどの学校にでも起こりうる」という認識の下、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止、早期発見・解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は4,095名であり、前年の令和4年から643名増加(うち公立小中学校全体では614名増加、公立高等学校では29名増加)しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均3.6に対して本県は3.4でした。



(資料：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省))

③ こどもの貧困の状況

令和5年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、算出された所得階層を分ける値(こどもの貧困線)は112.5万円であり、国民生活基礎調査(令和4年調査)の127万円とは、調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較は出来ませんが、県民所得と同様に(112.5万円/127万円=88.5%、2,571千円(県民所得)/3,155千円(国民所得)=81.5%)本県は全国を大きく下回っています。

現在の暮らしの状況について、全体の約4割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る所得階層では、その割合が約7割にものぼり、家計の状況としても「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」を合わせると赤字の家計は約5割にも達しています。

保護者の収入や家族形態により、こどもの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特にこどもが希望する学校段階（学歴）の差となって現れています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策は極めて重要です。

●家庭環境によりこどもが希望する学校段階（学歴）に影響が見られる

- ・こどもが進学を希望する学校段階は、所得階層や家族形態により割合に差が生じており、保護者が期待するこどもの学校段階がほぼ一致している。

（こどもが希望する進学先：①大学②高校）

I層①47.5%②28.2%、II層①30.6%②40.3%、A層①37.9%②34.4%、B層①46.8%②28.9%

（保護者が期待する進学先：①大学②高校）

I層①50.8%②20.8%、II層①29.3%②38.1%、A層①37.4%②30.2%、B層①46.8%②21.8%

I層：貧困線を上回る世帯、II層：貧困線を下回る世帯、A層：ひとり親世帯、B層：非ひとり親世帯

（資料：令和5年度長崎県子どもの生活に関する実態調査）

④ こどものインターネット等利用の状況

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取舍選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）によると、青少年のインターネット利用状況は98.7%、学校種別に見ると、小学生98.2%、中学生98.6%、高校生99.6%となっており、ほとんどの青少年がインターネットを利用しているだけでなく、利用の低年齢化も進んでいます。インターネットの利用は、青少年の生活スタイルに欠かせないものとなっています。

本県の、令和5年度の児童生徒の携帯電話（含スマートフォン）の利用状況についての調査では、公立の小学生の40.1%、中学生の76.5%、高校生の97.7%が携帯電話を所持しています。小学生、中学生、高校生のすべてで所持率が増加しており、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境です。

世界保健機構（WHO）が国際疾病として正式に認証した、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」の増加や、電子メディア利用の低年齢化の進行など予断を許さない状況が続いています。

警察庁が発表した「SNSに起因する被害児童の現状」によると、令和5年中のSNSに起因する被害児童数は、全国1,665人（前年比▲67人）本県20人（前

年比±0人)であり、SNSを媒介とした被害件数は、全国的にも増加傾向であり、特に小学生のSNS等を起因とした事犯の被害者数は、10年前の約3倍となっていることから、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

⑤ こども・若者の状況

近年、児童虐待や不登校、自殺者数の増加に加え、コロナ禍が追い打ちをかけるように地域のつながりの希薄化や集団活動、体験活動の減少が進行するなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、家庭内で家事や家族のお世話を担うヤングケアラーの存在も注目されており、適切な支援を受けられる環境の整備が求められています。

我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福度は諸外国に比べて低い状況にあり、内閣府の調査によると「自分に満足している」こども・若者の割合は半数を下回っています。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められています。

また、居場所がないことは孤独・孤立と深く関わっており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠となっています。

令和6年に実施した「長崎県子どもアンケート」において、「自宅や学校以外で放課後に過ごすことができる居場所がある」と回答したこどもの割合は80%でしたが、身近にあると回答したこどもは48%程度に留まっています。

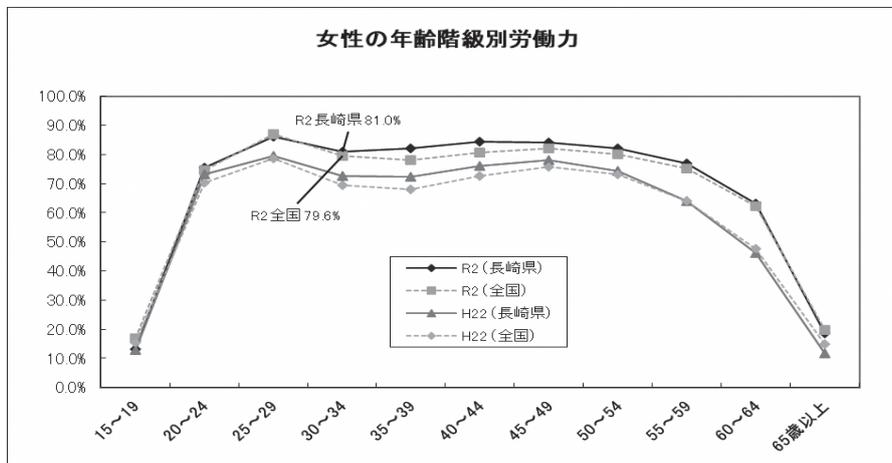
本県におけるこども・若者の自己肯定感、自己有用感の向上のため、課題を分析し対策を講じていく必要があります。

⑥ 女性の就業状況

令和2年の国勢調査により女性の労働力率(15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合)を年齢階級別に見ると、30~34歳が底となっており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成22年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は81.0%で、全国平均の79.6%より高くなっています。

なお、「男女共同参画社会に向けての県民意識調査(令和2年度)」によると、就労をしていない女性のうち今後働きたいと考える方が、30歳代では約9割、40歳代では約6割いることがわかります。

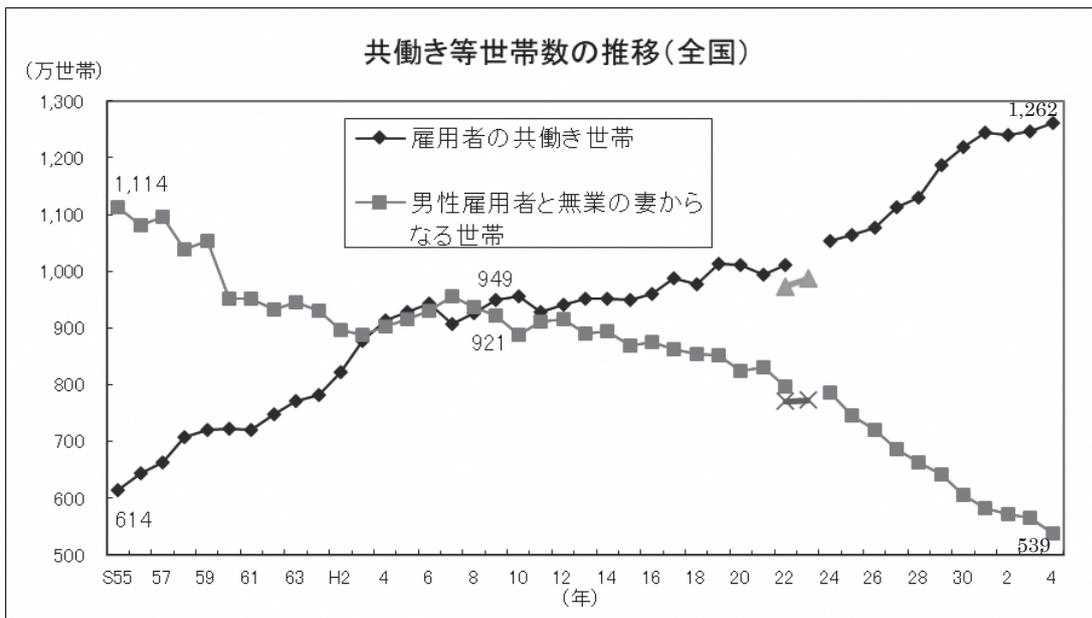


(資料：国勢調査(総務省))

⑦ ライフスタイルの変化

平成9年以降、共働き世帯（夫婦ともに非農林業雇用者の世帯）が、専業主婦世帯（夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯）数を上回り、その後も増加傾向が続いています。令和4年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子どもができてみずっと職業を続けたほうが良い」と考える人は59.5%で、女性のみを見てみると61.3%と、男性の57.4%よりも高くなっています。また、第1子出産後も継続して就業する女性は5割を超えています。

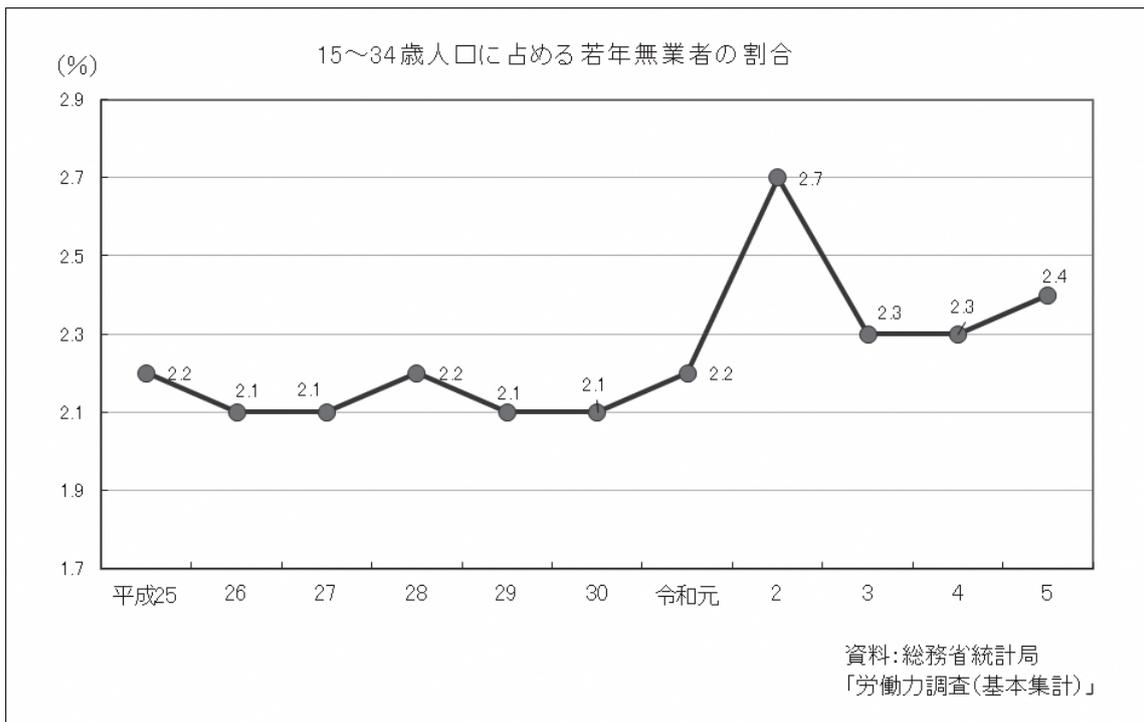
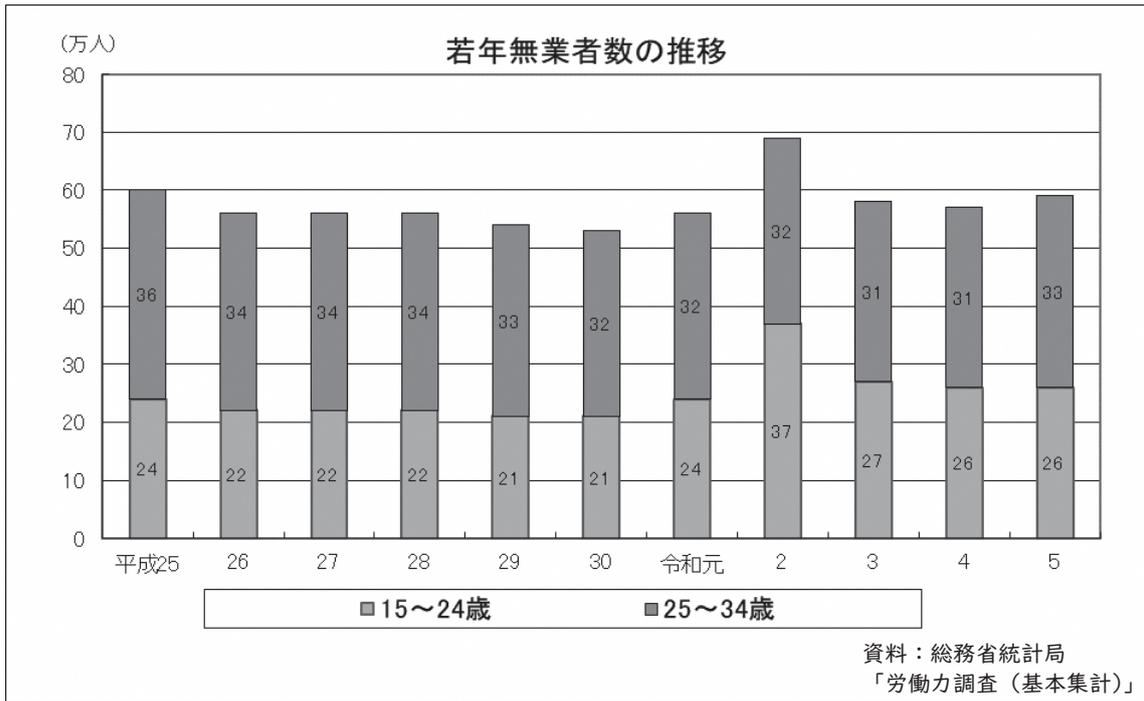
一方で、家庭生活においては、家事や育児等といった家庭的負担が、依然として女性に偏っているため、男性の家事・育児等への参画拡大が求められています。



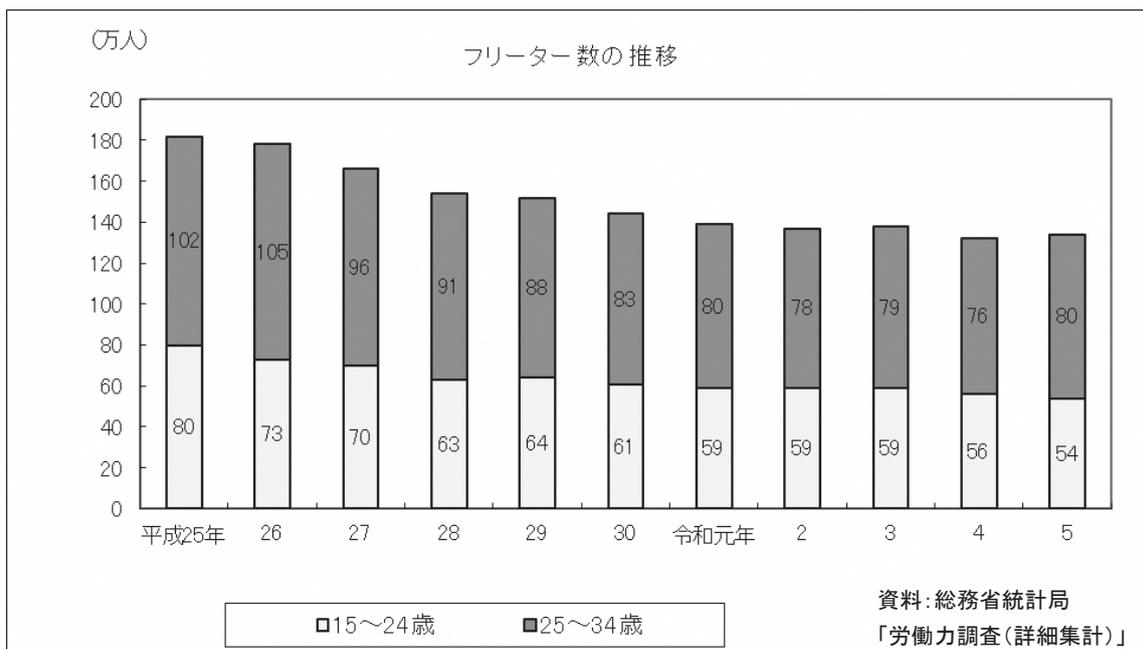
(資料：「厚生労働白書（令和5年度版）」)

⑧ 若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者）の状態にある若者は、令和5年には59万人となっています。15歳～34歳人口に占める割合は2.4%で、令和2年度の高い水準からは低下したものの、上昇傾向で推移しています。



フリーター（学生と既婚女性を除く15～34歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成26年以降、減少傾向にあり、令和5年では134万人となっています。年齢階級別に見ると、25～34歳のフリーター数が全体の6割近くを占めています。



5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組

県では、令和2年3月に策定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

56項目の数値目標のうち、令和5年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「スクールカウンセラーの配置校数」、「ココロねっこ運動登録団体数」など28項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け取り組んでいきます。

第V編 施策体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備

安心してこどもを育てることのできる社会の実現

【基本的な考え方】

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。
- 様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ。
- こどもが失敗をおそれずにチャレンジできる、寛容性のある社会をつくる。
- こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
- 地域のこどもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

第Ⅵ編 基本施策及び施策の方向

1 こどもまんなか社会の実現

① こども・若者の社会参画・意見反映

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、第一にこども・若者自身の視点とその意見を尊重することが必要です。こども・若者が意見を表明し、社会に参画する機会を確保するとともに、県の施策にもその意見を反映する仕組みづくりを行います。

また、社会全体でこども・若者が権利の主体であることを共有するための普及啓発に取り組みます。

2 妊娠・出産の支援

① 妊娠・出産期における支援

② 不妊治療対策の充実

近年、晩婚化等を背景として、妊娠・出産・育児にかかる医療体制の重要性はますます高まっており、また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行により、妊産婦が周囲の人に相談しづらく、孤立感や負担感を抱える状況が増えています。

誰もが安心して安全に出産するための周産期の医療体制及び相談・支援体制を整備し、不妊治療対策の充実を図ります。

3 こどもや子育て家庭への支援

① こどもの成長に応じた支援

② こどもの健やかな育ちへの支援

③ 家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成

すべてのこどもや子育て家庭に対して、こどもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、また、こどもが安心できる居場所や多様な体験の場・機会を提供することで、こどもたちが、自分の将来に見通しをもち、自立した社会人となるよう育てる社会をつくります。

また、医療や保健、食育など、こどもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養（教）育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援を実施します。

4 仕事と生活が調和する社会の実現

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

③ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

価値観・ライフスタイルが多様化する中で、子育てに限らない家庭生活における様々なニーズや、地域社会での活動等との両立が可能となるような柔軟で多様な働き方の普及が求め

られています。また、今も根強い固定的な性別役割分担意識や社会全体の意識を変えていくことなどが課題とされています。

子育てしづらい社会環境や職場環境を改善し、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」の実現を図るため、企業における取組の推進や、男女が共に家事や育児を行うことの意識啓発等に取り組みます。

5 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

- ① いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進
- ② 障害児施策の充実
- ③ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ④ 子どもの貧困対策

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子どもなどに対し、それぞれの状況に応じて、専門機関や地域における支援体制を充実させ、きめ細かな支援を実施します。

6 安全・安心な子育ての環境づくり

- ① 子どもを取り巻く有害環境対策及びインターネット・電子メディア環境改善の推進
- ② 子ども等の安全の確保
- ③ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもによるインターネットや電子メディアの利用は、近年、低年齢・長時間化の傾向にあり、様々なリスクを孕んでいます。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者等だけでなく、子ども自身がネットトラブル等から身を守るための知識を習得する機会を提供するとともに、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりを進めます。

7 県民総ぐるみの子育て支援

- ① 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
- ② ココロねっこ運動の推進
- ③ 家庭の日の普及

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体で育てていかなければなりません。「誰かが」ではなく、「みんなで」子どもと子育て家庭を支えるという意識と取組が必要です。

「ココロねっこ運動」の取組や「家庭の日」の取組を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組みます。

8 こどもの心と命を守るための取組

① 関係機関の連携強化

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

平成 26 年 7 月、佐世保市内の県立高等学校 1 年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。

このような悲劇が繰り返されないことがないよう、再発防止のための取組が重要であることから、児童相談所、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関による連携強化、特別な配慮が必要な子どもへの支援等を実施します。

第Ⅶ編 計画内容**第1章 こどもまんなか社会の実現****第1節 こども・若者の社会参画・意見反映****【現状と課題】 1-1**

- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要です。
- このため、全てのこども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等を行うとともに、こども・若者の社会参画や意見反映を促す取組が必要となります。
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、こどもや若者にとって最も善いことは何かを考え、施策に反映するなど、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。

【具体的施策】 1-1

- こども・若者が権利の主体であることについて周知するなど、普及啓発を行います。
(こども未来課)
- こども・若者の意見を施策に反映させるため、意見聴取と施策反映などの仕組みづくりを進めます。
(こども未来課)
- 児童会・生徒会活動の活性化、学校行事や校則見直し等への積極的な関与など児童生徒主体の学校づくりを推進します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 学校や学級、部活動等をより良くするために自らが主体的に考え、行動することなどを通し、自身の存在意義を高めながら、自己有用感を育むことで社会参画意識の向上を図ります。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
「今の自分が好きだ」と思 うこどもの割合	R6	(小) 78.9%	R11	(小) 上昇
	R6	(中) 74.9%	R11	(中) 上昇
	R6	(高) 71.5%	R11	(高) 上昇

第2章 妊娠・出産の支援

第1節 妊娠・出産期における支援

【現状と課題】 2-1

- 本県の周産期医療^{*}は、2つの総合周産期母子医療センター（長崎医療センター、長崎大学病院）と、2つの地域周産期母子医療センター（長崎みなとメディカルセンター、佐世保市総合医療センター）、地域の周産期医療機関とのネットワークによって確保されています。離島地域においては、企業団病院の中核病院が対応し、切迫早産などの重篤な患者については、ドクターヘリや県の防災ヘリ、海上自衛隊ヘリによって本土の総合周産期母子医療センター等へ搬送するシステムが確立されています。持続可能な周産期医療体制確保のため、情報連携や産科、小児科医師の育成・確保、NICU^{*}等周産期医療施設の充実が今後の課題です。
- 妊娠中は、生活習慣の変化、女性ホルモンの影響により口腔内の衛生状態が悪くなる要因が増え、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。特に、歯周病は低体重児出産のリスクが高まることから、妊娠中の歯・口の健康に努める必要があります。
- 核家族化や共働き世帯の増加、地域社会の変化等により、妊娠・出産の孤立感や負担感を抱える状況が増えてきており、妊娠期からの切れ目のない支援が求められています。
- 出生に始まり成人期までの一連の成長過程において、医療・保健・教育・福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要です。

【具体的施策】 2-1

- 安全に出産できる環境を確保するため、周産期母子医療センターの運営・設備や地域の周産期医療機関との情報連携の充実を図るとともに、状態が安定した母体や新生児の地域での受入体制を構築します。また、救急医療を必要とする場合は、ドクターヘリ等による搬送を実施します。

（医療政策課）

- NICU を退院後、引き続き医療的ケア児等が、在宅で安心して療養できる体制の整備を目指し、医療と保健、障害福祉、教育等が連携した

施策を進めます。多職種が参加する症例検討会や、地域における退院時カンファレンスへの技術的支援を行うほか、医師、訪問看護師、相談支援専門員など、在宅医療に関わる人材の確保、育成を図ります。
(医療政策課、障害福祉課)

- 小児科・産科医を志望する研修医に対する研修資金の貸与や、産科医及び助産師に支給される分娩手当に対する助成など、周産期医療体制の整備に取り組みます。
(医療人材対策室)
- 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が、できるだけ早期に相談支援の窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、窓口の周知に努め、関係機関と連携しながら取組を進めます。
(こども家庭課)
- 市町と歯科医院、産婦人科医院との連携により、妊産婦の歯科健診・健康教育を推進します。
(こども家庭課)
- 歯科保健関係者で構成する協議会（歯科保健医療部会並びに同専門委員会）において、妊産婦歯科保健の推進体制や歯科保健教育の取組に関する情報共有を図り、関係機関による連携した取組の促進に努めます。
(国保・健康増進課、こども家庭課)
- 新生児を対象として、先天性代謝異常等検査や聴覚検査を実施することにより、疾病や障害を早期に発見し、疾病の予防や治療、障害の軽減などに努めます。
(こども家庭課)
- 全ての妊産婦・子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置促進や機能強化に向けた支援を行い、「伴走型相談支援」の推進に努めます。市町が行う乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などと連携して、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。
【2-1、3-1-1 掲載】(こども家庭課)
- 産科・小児科・精神科医療機関と行政が連携し、メンタルヘルスケアが必要な妊産婦を早期に把握し、支援を行います。
(こども家庭課)

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア事業」について、提供体制の確保に向けた広域的な調整を行い、産前・産後の支援の充実に努めます。

(こども家庭課)

第2節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】 2-2

- 近年、働く女性の増加、結婚に対する価値観の変化等による晩婚化・晩産化に伴い、不妊に悩む夫婦の割合が増加しています。
- 不妊治療については、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となりましたが、保険適用外となる一部の診療については経済的な負担が大きく、また、治療に伴う身体的負担や精神的負担も抱えていると思われます。
- 生殖補助医療を実施している医療機関が少ないため、地域によって通院時の移動に負担が生じています。

【具体的施策】 2-2

- 県立保健所の「性と健康の相談センター」及びSNS※を活用した相談窓口において、不妊に関する悩みや不妊治療に関する相談等、必要なサポートを行います。
(こども家庭課)
- 不妊治療の保険適用後において、一部保険適用とならない先進医療等への助成を行います。
(こども家庭課)
- 市町が実施する不妊治療助成事業等と連携し、希望する方が不妊治療を受けやすくなるよう環境整備に努めます。
(こども家庭課)
- 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うことを促せるよう、プレコンセプションケア※の取組を推進します。
(こども家庭課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
妊産婦死亡数	R5	0人	毎年	0人
不妊治療費助成組数	R5	259組	-	-
妊娠・出産に関する正しい知識などの普及を図る健康教育参加者の理解度	R5	99%	毎年	100%

第3章 こどもや子育て家庭への支援

第1節 こどもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【現状と課題】 3-1-1

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する助言、支援や協力が得にくくなっており、孤立感や負担感を感じる保護者が多くなっています。
- 地域における子育て支援の充実が求められる中、子育て家庭の交流や情報提供を行う地域における子育て支援拠点、子育て支援機能を有する認定こども園*の充実を図る必要があります。

【具体的施策】 3-1-1

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談支援などを行う「地域子育て支援拠点*」、支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」、会員間のこどもの預かり合いなど相互支援のマッチングを行う「ファミリー・サポート・センター事業*」など、地域における子育て支援の充実を図ります。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】（こども未来課）

- 幼稚園、保育所、認定こども園等において、全てのこども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援事業、就労要件を問わず月一定時間までの枠内で時間単位で利用できるこども誰でも通園制度*（仮称）を推進します。

（こども未来課）

- 全ての妊産婦・子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置促進や機能強化に向けた支援を行い、「伴走型相談支援」の推進に努めます。市町が行う乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などと連携して、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。

【2-1、3-1-1 掲載】（こども家庭課）

- スマートフォンへの対応など子育て世代の実情やニーズに対応しながら、ポータルサイトや SNS*などを活用し、子育てに関する社会資源、ネットワーク、市町の支援策などに関する情報提供及び子育て家庭への相談支援を行います。

【3-1-1、3-3-2(1)、7-1 掲載】（こども未来課）

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】 3-1-2

- 平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が創設され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図っています。
- 少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、子育ての孤立化等の社会的背景により、保育ニーズは多様化しており、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 少子化に伴う児童数の減少により、一部の地域においては、運営が困難となる幼児教育・保育施設が増えています。地域における保育等の提供体制のあり方を検討する必要があります。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれ、その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援体制が必要です。
- 子ども・子育て関連三法においては、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うため、都道府県に対して当該給付等が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることを求めています。

【具体的施策】 3-1-2

- 地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。
(こども未来課)
- 子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本指針に従い、市町子ども・子育て支援事業計画*における数値を集計したものを基本として、次の表のとおり、教育・保育の提供体制を整備します。

- 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に係る県が定める区域は、市町の区域とします。
- 教育・保育及び地域型保育等の提供ができるよう、必要な教育・保育及び地域型保育を行う者を確保していきます。

(こども未来課)

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計：人)

年齢区分・認定区分※・施設区分		R6実績	R7	R8	R9	R10	R11
3～5歳児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	29,045	27,175	26,152	24,943	23,953	23,161
	1号認定	/	7,020	6,680	6,296	5,977	5,681
	2号認定		20,155	19,472	18,647	17,976	17,480
	確保方策	/	31,737	31,100	30,815	30,537	30,303
	特定教育・保育施設※		29,590	28,953	28,668	28,393	28,159
	1号認定		8,591	8,275	8,118	7,990	7,872
	2号認定		20,999	20,678	20,550	20,403	20,287
	その他の施設		296	296	296	293	293
	確認を受けない幼稚園		1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
	0～2歳児 (3号認定)	量の見込み	15,502	14,944	14,618	14,563	14,217
確保方策		/	17,114	17,074	17,062	17,012	16,942
特定教育・保育施設			16,355	16,315	16,305	16,255	16,188
地域型保育			397	397	395	395	392
その他の施設			362	362	362	362	362
教育・保育に従事する者の必要見込人数	6,376	6,082	5,916	5,807	5,637	5,491	
教育・保育に従事する者の確保方策	/	6,082	5,916	5,807	5,637	5,491	
教育・保育の確保方策に関して県が定める数		/	—				

※ 量の見込みにおける「1号認定」には、2号認定が見込まれる者のうち、教育ニーズが高く、1号認定を希望すると見込まれる者を含む。

※ 「その他の施設」に含まれるもの

- ・ 離島・へき地等で実施する地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業等）において特例給付の対象となる満3歳以上児に係る定員相当数
- ・ 子ども・子育て支援法に基づき実施する特例保育
- ・ 上記以外のへき地保育施設

※ 「教育・保育の確保方策に関して県が定める数」とは、既存施設の認定こども園への移行を促進するため、各施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、これらの施設が認定こども園に移行するために必要となる利用定員数を定めるもの

県では、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととしており、具体的な数値は設定しない。

- 地域型保育事業において、乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、地域のニーズに応じて満3歳以上の児童に対しても必要な教育又は保育が継続して提供されるよう、市町と連携し支援します。
(こども未来課)
- 教育・保育及び地域型保育の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、必要に応じて関係市町と協議及び調整等を行います。
(こども未来課)
- 認定こども園については現設置数を維持していくとともに、移行の希望があった施設について、市町と連携して支援します。
(こども未来課)
- 離島・過疎地域等においては、実施主体である市町と連携し、地域の特性に応じた幼児教育・保育の提供体制の確保に努めます。
(こども未来課)
- 一時預かり^{*}、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービス等について、市町と連携し充実を図ります。
【3-1-2、4-2 掲載】(こども未来課)
- 保育所等が通訳を活用する場合の補助や保育士の追加配置にかかる補助の活用を促すなど、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設を支援します。
(こども未来課)
- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士^{*}の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育士養成施設の学生に対する修学資金貸付や就職合同面談会の実施など保育所等への就職促進を図ります。
(こども未来課)
- 県及び市町が連携して、幼児教育の振興及びこどもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、処遇改善、地域の関係機関との積極的な連携・協力の推進、保育業務のデジタル化による現場の負担軽減などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実を図ります。
(こども未来課)

- 発達障害*を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。

(こども未来課)

3 安全安心な放課後の居場所づくり

【現状と課題】 3-1-3

- 共働き世帯等の増加により、放課後の児童の遊びと生活の場である放課後児童クラブ*のニーズが高まっており、市町こども計画に基づき受け皿を確保する必要があります。
また、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するためには、専門性を持った人材を育成・確保する必要があります。
- 本県では、学校施設内で行われている放課後児童クラブの割合が全国平均を大きく下回っているため、地域の実情を踏まえながら学校施設等の公有財産の活用等を促進する必要があります。
- 児童館*は、幅広い児童の健全育成を目的とした児童福祉施設であり、「遊び」を中心として、地域に密着した活動が求められています。
- 安全・安心な活動拠点（居場所）となる地域こども教室のさらなる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努める必要があります。
- 全てのこどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

【具体的施策】 3-1-3

- 放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保し、待機児童の解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含めた放課後児童対策に取り組みます。

【3-1-3、4-2 掲載】(こども未来課)

- 長崎県児童館等連絡協議会を通して、児童館職員の資質向上のための研修や全国の先進的な取組の情報提供などを行います。
(こども未来課)
- 放課後児童クラブの安定的な運営確保のため、放課後児童支援員になるための研修を、県内の全てのクラブにおいて必要な有資格者を確保できるよう実施するとともに、現任職員に対して資質向上を図る研修を実施します。併せて、国の制度等を活用した放課後児童支援員等の処遇改善に取り組み、優れた人材の養成や確保及び専門性の向上等に努めます。
(こども未来課)
- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等におけるこどもの安全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、放課後児童クラブや地域こども教室の指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。
(こども未来課、生涯学習課)
- 国の放課後児童対策の方針等を踏まえながら、県内の放課後対策の総合的なあり方の検討や、市町や関係機関との連携を進め、市町において円滑な取組促進が図られるよう支援します。
(こども未来課、生涯学習課)

4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

【現状と課題】 3-1-4

- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、地域の中でこどもが育つことが困難になっています。また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増えています。一方で、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれています。
- 本県は、離島・半島地域を多く有し、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでいること、また、そうした地理的条件などもありこども食堂の数が他県に比べ伸び悩んでいること、こどもの居場所づくりに対して関心のある企業や団体は一定存在するものの、持続可能かつ官民連携のもと、居場所づくりを推進する仕組みが整っていないといった課題があります。
- このため、居場所の性格や機能、地域の実情などに応じて、官民が連

携・協働するとともに、こども・若者の声を聴き、こどもの視点に立って、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要です。

- こども食堂などの民間団体による、こどもの貧困対策への自主的な活動に対しては協働した取組を進めており、食品等を提供するフードバンクの機能は充実が図られてきたものの、安定した活動の継続や地域によって活動団体の偏在があることなどに課題を抱えています。

【具体的施策】 3-1-4

- 安全・安心で、様々な遊びや学び、体験等にチャレンジできる「こども場所^{*}」の充実を図ることで、こどもが主役の、みんなで育てる環境づくりに取り組めます。

【3-1-4、3-3-2(2)掲載】（こども未来課）

- こどもがを見つけやすく利用しやすい多様な居場所づくりを進めるため、市町や地域と連携し、こどもの声を聴きながら、「こども場所」づくりを進めます。

（こども未来課）

- 企業や団体等に対して、こどもの居場所に係る他県の先進事例の紹介や地域の実情に応じたボランティアの確保、事業構築のノウハウの提供を行うなど、民間等による自主的なこどもの居場所の取組を市町や関係者等と連携して進めながら、市町によるこどもの居場所づくりの計画的な推進を支援するとともに、市町や関係者等と協働して新たにこどもの居場所づくりに取り組む企業・団体等の掘り起こしを行うなど、取組の拡大を促進します。

（こども未来課、こども家庭課）

5 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【現状と課題】 3-1-5(1)

- 人口減少、少子・高齢化の進行、グローバル化の進展や環境問題など地球的規模の課題、生成 AI^{*}の出現や DX 化など社会が急激に変化する等の予測困難な時代においても、こどもたちが力強く生き抜くためには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会

の担い手となることができるような力を育成する必要があります。

- 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえて授業改善に取り組んでいます。
- 高等学校においては、多様化する進路希望に答えられるよう、高等学校段階で身に付けるべき資質・能力を確実に育成するために、探究的な学びを充実させていく必要があります。
- 国際社会や異文化を理解し、自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けるために、外国語によるコミュニケーション能力の育成を推進していくことが求められています。小学校の3、4年生においては外国語活動を、5、6年生においては外国語科を実施しており、中学校ではコミュニケーション能力のさらなる向上を図っています。高等学校では、異なる言語や文化、価値を乗り越えて多様な人々と関係を構築するためのコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点を持って行動できる資質・能力の育成を図っています。
- IoT*や AI 等の発達をはじめとする情報技術革新が一層進展し、生活を大きく変えていく社会の到来が予測される中、教育の情報化(ICT)をさらに推進し、電子黒板*やタブレット PC などの ICT 機器を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力向上及び情報活用能力の向上を図りながら、情報化社会にしっかりと対応していける能力を身に付けさせる必要があります。
- 令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化は、こどもたちに等しく幼児教育・保育を受ける機会を実質的に保障する意義がありました。これにより、全てのこどもたちが幼児期に生きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・保育を提供する必要がますます高まっています。
- 質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。
- 幼児教育から小学校への円滑な接続のために、保育所、幼稚園等と小学校や家庭、地域との連携等による子育て支援や、社会全体で取り組む連携・協力体制の整備が求められています。
- こどもが貧困の連鎖から抜け出すため、学校教育においては、こども

たちが予測困難な未来社会を切り拓き、生き抜いていくために必要な資質・能力を確実に身に付けさせることが重要です。

【具体的施策】 3-1-5(1)

- 県学力調査（小学校：国語・算数、中学校：国語・数学・英語）を実施し、全国学力・学習状況調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・英語・理科）の結果とともに本県のこどもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。
(義務教育課)
- 少人数学級編制や少人数指導等、きめ細かな指導を充実し、こどもたちの理解の状況や習熟の程度に合わせたチーム・ティーチングや習熟度別学習等により、こどもたちの学力向上に努めます。
(義務教育課)
- 小・中学校においては、市町教育委員会や関係機関と連携しながら、異文化交流を含む先進的な取組等を推進するとともに、教員を対象とした研修を充実させることにより、児童生徒の英語による発信力の強化を目指します。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するための取組を行います。
(義務教育課、高校教育課)
- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質・能力の調和がとれたこどもたちを育成します。
(高校教育課)
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進し、これまでの慣習や常識、ルールにとらわれず、答えが1つではない問いや自ら立てた問いに対しても、こどもたちが主体的に考え、多様な他者と協働的に議論しながら、納得解や最適解を導き出すことができる力を育成します。
(高校教育課)
- 個々の状況に応じた多様な学びや学校・地域・校種等を超えた学習においてデジタルを積極的に活用しながら、こどもたちの情報活用能力を育成すると同時に、対面による授業や体験活動の機会も重視し、それらを効果的に組み合わせた授業づくりに取り組みます。

(高校教育課)

- 小規模高校等への遠隔授業の配信など、ICTを活用して学校が所在する地域に関わらず多様な学びの選択肢を提供するとともに、個々の生徒の興味・関心や習熟度に応じた学びや、他校や学校以外の場所ともつながる協働的な学びを実現します。

(教育DX推進室)

- 幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、幼保小連携のための協議会設置など、市町レベルの推進体制の整備を図るよう働きかけます。また、発達において特別な配慮を要する幼児について、幼児教育相談の実施等により小学校以降の学習・生活への円滑な接続のための支援体制の整備に努めます。

(こども未来課、義務教育課)

- 保育者への研修、幼稚園・保育所・認定こども園*等への訪問支援、幼保小連携の取組等を総合的に実施する幼児教育センターを設置し、県全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。

(こども未来課)

- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼稚園・保育所・認定こども園等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進します。

(こども未来課)

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】 3-1-5 (2)

- 児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、学校が、地域や家庭と連携しながら、「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成」を目指す気運をさらに高めていく必要があります。
- 様々な体験活動を通じて、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育てていくために、異年齢のこどもや地域の方々と交流し、自然や伝統・芸術文化などに触れるとともに、体験活動を通じふるさと長崎県を再認識することは重要なことです。地域こども教室などの体験活動を支援する指導者の確保と資質向上を図るとともに、青少年教育施設を活用した安全で充実した体験活動等を提供することが必要です。

- 学校におけるこども読書活動を推進するために、学校図書館担当職員の資質向上や学校図書館の機能の充実・強化に努めてきた結果、こどもの読書量の増加や学校司書等の配置の増加等、一定の成果が現れています。主体的に読書に親しみ、豊かな心を育むために、学校図書館を授業の中で積極的かつ組織的に活用することや、こどもに関わる多様な人々のつながりを構築する必要があります。
- 学びの機会の確保のため地域社会の多様な人材による学校の学習支援活動、放課後や土曜日等・長期休業日における学習体制を充実させることが課題となっています。

【具体的施策】 3-1-5(2)

- 学校・家庭・地域が連携し「地域のこどもは地域で育てる」という気運を醸成する「長崎っ子の心を見つめる教育週間^{*}」に取り組むなど、全ての生命を尊重する心を育成する道德教育を推進します。様々な人権課題について、関係機関と連携した教育・啓発により、多様性を認め合い、他者を思いやる豊かな心を育成します。
(義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)
- 被爆県として、戦争や原爆の悲惨さを語り継いでいくとともに、生命尊重の精神や他人を思いやる心、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成します。
(義務教育課、高校教育課)
- 多様なこどもの可能性を引き出すための読書環境を整備するとともに、こどもの主体的な読書活動を推進することにより、全てのこどもたちが読書に親しみ、豊かな人生を送ることができるようにします。
(生涯学習課)
- 全てのこどもが放課後や土日等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや地域子ども教室^{*}の指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。併せて、自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている青少年教育施設の環境整備や活用促進、ホームページやSNS^{*}などでの体験活動の情報発信に努めます。
(こども未来課、生涯学習課)
- 地域を舞台とした探究学習を通して、「自分が社会の役に立てる」、「自分の力で社会を変えられる」といった経験を積み重ねることで自己肯定感を高めつつ、新しいことや困難なことにチャレンジする精神や創

造性、行動力を養い、こどもたちの「ふるさとで活躍したい」「ふるさとを離れていてもふるさとに貢献したい」と思う心を地域ぐるみで育みます。

(義務教育課、高校教育課、生涯学習課)

- 学校や地域において、優れた舞台芸術の鑑賞など文化芸術に触れる機会を確保することにより、こどもたちの豊かな心を育成するとともに、少子化が進む中においても、こどもたちが文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保に努めます。

(学芸文化課)

- 学校における「学校図書館教育全体計画」等の作成促進、司書教諭や学校司書等の人材育成のための研修会等の開催、学校司書等の配置の働きかけなどを行い、学校図書館の一層の機能向上を図ります。

(生涯学習課)

- こどもに関わる多様な読書関係者の交流会を通じて、ネットワークを構築するとともに、読み聞かせや家庭読書等の啓発に努め、つながりを生かした読書環境の充実を図ります。

(生涯学習課)

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】 3-1-5(3)

- こどもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらにこどもの体力や健康について考えていくことが重要です。
- こどもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていくことが必要です。
- 多様化した児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域の協力が不可欠であるため、学校保健委員会^{*}の設置が進められてきました。児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会の内容の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】 3-1-5(3)

- こどもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組むことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。
(体育保健課)
- こどもの体力向上に向け、各市町や学校における体力テストの結果分析や取組方法等の改善を促進することで、各校の体力向上プランの充実と取組の活性化を図り、こどもたちの体力の向上に関する意識を高めます。
(体育保健課)
- 各学校が、体力テストの結果を各家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め家庭で取り組める体力づくりに関する情報を提供します。
(体育保健課)
- 児童生徒の現代的な健康課題であるアレルギー疾患や歯・口腔に関すること、性に関すること、望ましい生活習慣の習得などに組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会の充実を図ります。
(体育保健課)

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】 3-1-5(4)

- グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒・保護者の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、高等学校教育の改革に取り組んでいます。一方、少子化の進行、技術革新や高度情報化、グローバル化の進展などにより、社会環境が急速に変化する中であっても、主体的に変化に向き合い、多様な人々と協働して新たな価値が創造できる力を育成するための高等学校の制度改革や教育内容の改善を図る必要があります。本県の中学校卒業生数の減少は今後も長期的に続くことが予想されており、高等学校の小規模化が進む中で、学校の機能と教育水準の維持向上が図られるような工夫や、各学校の魅力づくりを一層推進する必要があります。
- 学校施設は、学習・生活の場として児童生徒の人命を守るとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすこと

から、学校の耐震化などその安全性の確保は極めて重要となっています。

- 多様化する社会状況の変化や学校現場の諸課題へ対応するため、教職員が社会から尊敬・信頼を受け、困難な課題に対応できる実践的指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められています。そのため、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員のさらなる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。
- 学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。
- 教員の長時間労働など、教職に対するマイナスなイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、教職の魅力発信、人材の確保等を一体的に進めていく必要があります。

【具体的施策】 3-1-5(4)

- 令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。

(高校教育課)

- 教員が、こどもと向き合う時間を十分に確保することで、こどもたちの成長のために全力で職務に取り組むことができるよう、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)において、課題を共有し、その課題解決に向けた熟議を行うことで、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、分業化を進めるなど教員の職場環境を改善するための取組を推進します。併せて、教職の魅力発信や学校スタッフマッチングシステムの効果的な運用等により、教員や学校に関わる人材を確保するとともに、学校を応援する気運を県内に広げることで、こどもたちが生き生きと学びに向かう教育環境の充実を図ります。

(働きがい推進室、義務教育課)

- 高等学校が持続的な地域創生の核としての意識を持って、市町と連携した県立高校の魅力化を推進します。

(高校教育課)

- 児童、生徒に安全な教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、認定こども園※、私立小・中・高等学校については、令和11年度末までに学校施設の耐震化の完了を目指します。また、公立学校については、今後一層進行する校舎や体育館など学校施設の老朽化に適切に対応するとともに、生徒の学び方や学校の実情に応じた教育環境の整備を推進します。

(学事振興課、こども未来課、教育環境整備課)

- 「長崎県教員等としての資質向上に関する指標」とそれを踏まえた教職員研修計画に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修を引き続き実施し、教職員としての倫理観と使命感・責任感の育成と、専門職としての高度な知識・技能を身に付けた指導力のある教職員の育成に努めます。また、管理職研修の充実により、管理職のさらなる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により教職員の実績や能力等を適正に評価し、特色ある学校づくりのための適材適所の人事配置に活用します。

(高校教育課)

- 学校評価の妥当性や信頼性等の向上に努め、評価結果を学校運営の充実・改善に活用する取組を一層推進するとともに、学校の教育目標や重点課題、教育活動の実践成果等を情報発信し、家庭や地域との連携を深めます。

(義務教育課、高校教育課)

- 各学校が策定する学校安全計画などに基づき、継続的な学校の安全管理体制の充実を図るとともに、各種研修を通し、教職員の学校安全に関する資質の向上に努めます。

(児童生徒支援課)

- 特色ある教育活動や教育施策、教職の魅力などを、SNS※や各種メディアを通して積極的に発信することで、学校教育への理解を図り、保護者や地域から応援される学校づくりや教員のなり手不足の解消に努めます。

(働きがい推進室)

(5) 私立学校教育の振興

【現状と課題】 3-1-5(5)

- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校(園)が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校(園)にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】 3-1-5(5)

- 私立学校(園)における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、国として教育費の無償化が低所得世帯を中心に実現されますが、県としては保護者負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などの助成を実施します。

(学事振興課、こども未来課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【3-1-5(5)、5-1-1 掲載】(学事振興課)

- 私立学校の活性化事業に対し助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

(学事振興課)

6 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】 3-1-6(1)

- 中学校学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、「幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。
- 高等学校学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。乳幼児の心身の発達と生活、

親の役割と保育、こどもの育つ環境について理解させ、こどもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、こどもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させるようになっていきます。

- 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもありませんが、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てなどの暮らしと仕事の将来像を適切に設計できるよう、必要な知識習得や体験の機会を提供する必要があります。

【具体的施策】 3-1-6(1)

- 中学校では、こどもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。

(義務教育課)

- 高等学校では、学習指導要領に基づき、授業を中心に学校家庭クラブ活動*等を通して、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親子との交流を通して、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。

(高校教育課)

- 若い世代から妊娠・出産について正しい知識や仕事と生活の調和*について普及・啓発し、ライフデザインを考える機会を提供します。

(こども未来課)

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

【現状と課題】 3-1-6(2)

- 男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、
 - ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
 - ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
 - ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
 - ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しいなど、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況も見られます。

【具体的施策】 3-1-6(2)

- 本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や男女がともに働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

(男女参画・女性活躍推進室)

(3) こども・若者の社会貢献活動の推進

【現状と課題】 3-1-6(3)

- ボランティア活動は、こどもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。こども・若者には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

【具体的施策】 3-1-6(3)

- 小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。

(義務教育課)

- 長崎県社会福祉協議会等と連携し、こども・若者に、NPO や福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。

(県民生活環境課)

(4) キャリア教育*・職業教育の推進

【現状と課題】 3-1-6(4)

- こどもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、学校から社会への接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む必要があります。
- 本県では、自ら将来に夢や憧れを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら志の実現に向け、努力する態度や望ましい勤労観・職業観や、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために、発達段階に応じたキャリア教育を推進してい

ます。

【具体的施策】 3-1-6(4)

- 小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場体験をはじめとする体験活動の工夫・充実を図ります。

(義務教育課)

- 産業経済の著しい変化に即応するため、関係部局や大学等との連携や企業・研究機関等からの講師招へいにより、予測困難な社会の変化に対応できる人材の育成と教職員の指導力向上を図ります。また、生徒が目的意識を持って意欲的に学習に取り組むよう、資格や技能検定等の取得や地域との連携を更に深め、地域産業の活性化につながる地域の特性を生かした産業教育の充実を図るとともに、各種コンテスト等において全国レベルの高い成果を目指します。

(高校教育課)

- 各高校において企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチ及び離職防止に向けた取組を通して県内就職を支援します。また、インターンシップ*の充実に向けて、関係部署と連携し、進路選択にあたっての職業観や日常の学習に対する興味・関心を喚起します。

(高校教育課)

(5) 若者の就業支援

【現状と課題】 3-1-6(5)

- 新規高卒者については、求人倍率 2.25 倍（全国平均 3.98 倍）で過去最高となるなど人手不足感の強い状態が続いています。
- 長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める「ものづくり人材」の育成を行っていますが、産業構造の転換や地場企業のニーズ変化に対応する必要があります。

【具体的施策】 3-1-6(5)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施

設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【3-1-6(5)、4-3 掲載】（未来人材課、雇用労働政策課）

- 県立高等技術専門校では、本県で働きたい若者のニーズをしっかりと捉えるとともに、本県の産業構造の変化に対応し、必要な技術・技能を身に付けることができるカリキュラムや訓練環境を整え、地域で活躍する若手人材の育成を進めます。

（雇用労働政策課）

（6）困難を抱えるこども・若者の支援

【現状と課題】 3-1-6(6)

- 不登校^{*}、ひきこもり^{*}など、こども・若者の抱える諸課題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化するこども・若者の問題に対応するためには、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等が連携して支援に取り組む必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする退学が中途退学者全体の約8割を占めており、きめ細かな対応が求められています。
- 障害のあるこどもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、令和5年度の障害者の就職件数と雇用率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和5年6月時点で雇用義務のある県内企業の約4割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。また、自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があります。一般就労への移行支援とともに、事業所等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

【具体的施策】 3-1-6(6)

- 「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。

【3-1-6(6)、5-4-2(4)掲載】（こども未来課）

- 困難を抱えるこども・若者を地域で支援するため、NPO や民間団体等による支援を促進します。

（こども未来課）

- 「地域若者サポートステーション[※]」事業を通じて、ニート[※]等の若者の職業的自立支援を推進します。
(雇用労働政策課)
- ひきこもり本人やその家族を対象にした家族教室の実施や、民間や行政の支援機関による連携会議の開催などにより、相談支援体制の充実強化を図ることで、家族の心の安定と本人の自立を促進します。
(障害福祉課)
- 小・中学校における体験学習などを通して、自己の将来を見つめさせるキャリア教育[※]を一層充実させるとともに、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教委が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワークなどの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。
(学事振興課、義務教育課、高校教育課)
- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実努めます。
(特別支援教育課)
- 一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大に努めるとともに、企業側の障害者雇用への理解促進を図ります。また、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等における、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための取組への支援を行います。
(障害福祉課、雇用労働政策課)

7 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】3-1-7

- 子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっており、教育格差の固定化解消等の必要性が指摘されています。このため、全てのこどもたちが安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。このため、児童手当などにより子育て世帯へ経済的支援を行っています。

【具体的施策】 3-1-7

- 次世代の社会を担うこども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、高校を卒業するまでのこどもに児童手当を支給します。
(こども家庭課)
- 18歳までのすべてのこどもを対象とする、市町と連携した本県独自のこどもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。
【3-1-7、3-2-2 掲載】(こども家庭課)
- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当^{*}、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。
【3-1-7、5-3-5 掲載】(こども家庭課)
- 精神または身体に障害がある満20歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。
【3-1-7、5-2-1 掲載】(こども家庭課)
- 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部が市町から支給されます。
(義務教育課)
- 授業料などの教育にかかる経費負担を軽減するための支援を行うことにより、県内全ての児童生徒が経済的な理由により修学を断念することがないように、学びの機会を保障します。
(学事振興課、教育環境整備課)

第2節 こどもの健やかな育ちへの支援

1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】 3-2-1

- 我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く1~4歳児の死因の第2位(令和4年度)となっているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

- 保育所等に、安全管理について、より一層徹底されることが必要です。

【具体的施策】 3-2-1

- 誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、保護者への教育・指導等を行います。

(こども家庭課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園[※]等に対し、研修会の開催等により、送迎バスの安全管理を含め、乳幼児の事故防止に関する普及、啓発を図ります。

(こども未来課)

2 小児保健医療等の充実

【現状と課題】 3-2-2

- 本県の小児救急医療は、初期救急は休日・夜間急患センター及び在宅当番医制、入院を要する二次（三次）救急は24時間体制で対応が可能な長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが患者を受け入れるとともに、病院群輪番制や小児科医のオンコールによって対応しています。しかし、小児科医師及び小児科医療機関の数は、地域によって偏りがあり、特に休日・夜間は、症状に応じた適切な受診を促すことが必要です。
- 本県のこどものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位にあります。全身の健康づくりの基本となる口の健康づくりの推進のため、歯科健診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的な生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。
- 18歳までのすべてのこどもを対象に、市町と連携した本県独自の医療費助成を行っています。
- 慢性疾病を抱えるこどもについて、国と連携し、医療費の助成を行っています。また、車いすなどの日常生活用具の給付もを行っています。

【具体的施策】 3-2-2

- 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備・充実について、関係機関と検討を進めるとともに、小児救急医師の養成・確保や施設整備等の必要な支援を行っていきます。
(医療政策課)
- 安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な医療機関受診を促すため、「長崎県子ども医療電話相談センター」の利用促進や体制充実に努めます。
(医療政策課)
- 望ましい食習慣と歯みがき習慣の確立のため、効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口の推進に取り組みます。
(学事振興課、国保・健康増進課、こども未来課、こども家庭課、体育保健課)
- 18歳までのすべてのこどもを対象とする、市町と連携した本県独自のこどもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。
【3-1-7、3-2-2 掲載】(こども家庭課)
- 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患のこどもについては、医療費の助成や利用者の環境等に応じた支援を行うとともに、市町と連携して日常生活用具の給付を行います。また、自立に向けた支援を行う自立支援員を配置し、こどもや家族の状況に応じた支援を行います。
(こども家庭課)

3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】 3-2-3

- 性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んでいるため、児童生徒に対して、性に関する正確な知識を習得させるとともに、適切な行動ができるよう指導する必要があります。また、結婚や出産は、個人の自由な選択という前提のもと、妊娠・出産には、適した時期があること等の医学的・科学的に正しい知識を理解させたいと、自分の将来を考えさせる教育の普及が大切です。この

ため、学校保健委員会^{*}等を通じた適正な情報の収集や提供、学校現場において地域の医師・助産師による専門的な支援ができるよう関係機関や関係者の連携、教職員等への研修機会を設けるなどの取組を行っていく必要があります。

- 児童生徒による薬物乱用防止については、街頭における広報啓発活動や指導者育成の研修会など種々の取組を行っています。学校においては、薬物乱用防止教室を開催することで薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が図られ、一定の成果が見られます。その一方で、大麻容認や危険ドラッグ^{*}等、新たな乱用薬物の蔓延が見られ、また、情報通信技術の進歩に伴いインターネット等で不正薬物を容易に入手できる環境にあり、憂慮すべき状況にあります。今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。
- 思春期のこどもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、正しい情報の発信や健康教育の充実を図る必要があります。
- 成人男性の喫煙率は低下しましたが、成人女性は喫煙率が減少したものの横ばいとなっています。特に 20 歳から 40 歳の女性の喫煙は、妊娠時の母子への健康被害にもつながるため、成人期の喫煙につながらないように、思春期から心身に及ぼす健康被害への正しい知識を普及啓発していく必要があります。

【具体的施策】 3-2-3

- 発達段階に応じて、性に関する健全な意識の涵養や、「妊娠・出産に関する正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育」の普及を図るため、性に関する教育の充実を図ります。また、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等についての研修会を開催します。
(体育保健課)
- 薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催します。また、児童生徒が主体的に学ぶことを目的とした「生徒参加型」の薬物乱用防止教室を推進し、実践事例を紹介していくことで、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。
(体育保健課)

- 学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員（約 400 人）を対象とした研修会を開催し、講話や意見交換を行っています。また、各種啓発資材の充実を図り活用することにより、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。
(薬務行政室)
- 県立保健所と学校など地域の関係機関が連携し、思春期のこどもたちが直面する性やこころの健康などをテーマに、学校で健康教育を実施し、こどもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう普及啓発に努めます。
(こども家庭課)
- 県立保健所では、思春期のこどもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。
(こども家庭課)
- 喫煙が及ぼす健康被害について、地域や学校・家庭等での普及啓発を推進します。
(国保・健康増進課)
- 大きな問題になりつつあるネット依存の危険性や防止策などについて、メディア安全講習会を通じて、家庭や学校などでの普及啓発に努めます。
(こども未来課)

4 食育の推進

【現状と課題】 3-2-4

- 食育とは、生きるうえでの基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特にこどもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性を育む基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会が減少し、家庭での食育機能は低下しています。さらに、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大、多くの食品ロスの発生など、食をめぐる様々な問題があります。
- 食育は、こどもの健やかな心身の育成や、やがて次世代を育む親を育成する意味においても不可欠であり、また、毎日なにげなく食べてい

る物が生産者等多くの人に支えられていることを実感するといった思いや意識が、食に関わる課題の解決にもつながっていきます。食育に対する理解と取組を推し進めるために、関係部署との連携、情報の共有、行政と食育関係団体との連携が重要です。

- 保育所、幼稚園、認定こども園^{*}においては、平成30年4月より適用されている改訂「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られています。今後も、食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園、認定こども園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。
- 学校における食育推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。こどもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などを改善できるよう、学校と家庭の連携による食育を一層推進していく必要があります。
- 学校給食法の改正（平成20年6月11日成立）以降、学校給食における地場産物の活用が推進されており、本県では、毎年6月、11月に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューに取り入れたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。
- 一人あたりの魚介類摂取量の減少に歯止めをかけるには、こどもたちに魚の良さ、おいしさを伝える活動が重要になっています。
- ひとり親家庭については、育児と仕事を一手に担うため、こどもの食育まで十分に行き届きにくく、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合があります。

【具体的施策】3-2-4

- 庁内各関係課を始め、市町や大学等に加えて、民間事業者など幅広い関係者とのネットワーク化を進め、推進体制を強化して全世代への食育を推進し、食育を県民運動として展開します。
(食品安全・消費生活課)
- 若い世代の食育への関心を高めるため、デジタル化に対応した食育情報の提供や共食等をテーマとした作品募集を行うなど、食育推進の環

境整備を図ります。

(食品安全・消費生活課)

- 市町及び長崎県栄養士会等の関係団体と連携し、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代やこども自身に食に関する正しい知識や情報を提供します。
(国保・健康増進課)
- 長崎県グリーン・ツーリズム^{*}推進協議会における農林漁業体験を通して、食べ物への関心や生産者への感謝の気持ちを育みます。
(農山村振興課)
- 保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。
(こども未来課)
- 各学校が作成する学校教育目標や重点努力事項などと食育を関連づけて、食育に組織的に取り組むよう、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。また、栄養教諭等の専門的知識・技能の向上のために、各種研修や研究協議を実施します。
(義務教育課、体育保健課)
- 学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の充実を図ります。
(体育保健課)
- 学校や公民館などでの魚調理講習会等を通じて魚食普及を推進します。
(水産加工流通課)
- 児童養護施設^{*}等の運営指針の活用を通じ、こどもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭の居場所となる、こどもの生活・学習支援事業等において、食事を提供する際には、食育の観点にも配慮を行うように、市町と連携して働きかけます。
(こども家庭課)

第3節 家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成

1 家庭教育への支援の充実

【現状と課題】 3-3-1

- こどもの生活習慣は、学習意欲や体力、豊かな情操や倫理観など心の発達に大きな影響を与えます。保護者が家庭教育*の重要性を理解し、こどもの教育に対する責任を果たすことができるよう、関係機関等が連携して、幼児期からの望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。
- 共働き世帯の増加や価値観の多様化が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えてきています。保護者の「学び」と「つながり」の場を提供するために、家庭教育支援の充実やPTA活動の活性化が求められています。また本県で策定した親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」を通じて、地域のこどもは地域で育てるという意識の醸成を図っていくことが求められます。

【具体的施策】 3-3-1

- ココロねっこ運動については、長崎県青少年育成県民会議や各市町、各青少年育成市町民会議などの地域の活動主体と「こどもまんなか社会」の理念を共有するとともに、こどもの声を聴くなどの新たな視点で必要な見直しを行いながら、引き続き推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】(こども未来課)
- 子育て支援者を対象とした研修会の開催や保護者への幼児健診時の指導により、基本的生活習慣の確立の重要性を啓発します。
(こども未来課)
- 毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日*」を定めて、こどもや家庭を社会全体で支える大切さや、こどもの育ちにおける愛着形成と遊び・体験の重要性などについて、県民への周知啓発を行うとともに、共働き・共育ての推進等を図りながら、保護者とこどもが向き合う時間「こども時間*」の確保・拡大に努めます。
【3-3-1、7-3 掲載】(こども未来課)

- 子育ての不安や悩みを、参加者同士が話し合いながら楽しく学ぶ講座「ながさきファミリープログラム^{*}」を県内に普及させ、家庭教育を支援する地域の環境づくりに努めます。

(生涯学習課)

- 県内各地で開催される PTA 研修会において、子育てや望ましい生活習慣の定着等の研究協議や講話等を行い、PTA 活動を通じた家庭教育の支援を図ります。

(生涯学習課)

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】 3-3-2(1)

- 少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中、学校・家庭・地域の三者が相互に連携・協働する体制の維持が重要です。
- 子育て中の親が孤立することのないよう、相談支援や交流の場を提供していく必要があります。
- 地域社会における人づくり、絆づくり、地域づくりを進めていく上で、社会教育が果たす役割は非常に大きく、社会教育主事をはじめとする社会教育の専門職員の育成・配置や社会教育の中核施設であり、地域の学習拠点としての機能を有する公民館の活性化を図る必要があります。
- 子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行う気運の醸成を図っています。

【具体的施策】 3-3-2(1)

- ココロねっこ運動については、長崎県青少年育成県民会議や各市町、各青少年育成市町民会議などの地域の活動主体と「こどもまんなか社会」の理念を共有するとともに、こどもの声を聴くなどの新たな視点で必要な見直しを行いながら、引き続き推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して

こどもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。

【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】(こども未来課)

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談支援などを行う「地域子育て支援拠点^{*}」において、支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」、会員間のこどもの預かり合いなど相互支援のマッチングを行う「ファミリー・サポート・センター事業」など、地域における子育て支援の充実を図ります。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園^{*}の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。

(こども未来課)

- 自治会、こども会、地域婦人会、NPO などの団体によるこどもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。

(こども未来課、生涯学習課)

- スマートフォンへの対応など子育て世代の実情やニーズに対応しながら、ポータルサイトや SNS^{*}などを活用し、子育てに関する社会資源、ネットワーク、市町の支援策などに関する情報提供及び子育て家庭への相談支援を行います。

【3-1-1、3-3-2(1)、7-1 掲載】(こども未来課)

- 県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなる NPO などの相互交流・連携の支援を行います。

(県民生活環境課)

- 地域学校協働活動の充実・強化を図っていくために、市町教育委員会担当者や地域学校協働活動関係者等に対して研修会を実施するとともに、核となる学校・地域コーディネーター等を養成し、学校・家庭・地域の三者が円滑に連携できるような体制づくりを促進します。また、市町教育委員会及び学校への訪問を行い、地域学校協働活動の活性化について、助言をしたり、県内の好事例を発信したりする等、地域学校協働活動の推進に努めていきます。

(生涯学習課)

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観やこどもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間^{*}」を継続実施し、命を大切にす心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。
【3-3-2(1)、5-1-1 掲載】（児童生徒支援課）

- 地域住民の活動拠点である公民館の活性化を図るため、講座の充実を図るとともに学びの成果が地域に活かされるよう、各市町教育委員会や各公民館を支援していきます。また、社会教育関係者の資質向上を図るため、各種研修会や県社会教育研究大会・県公民館大会等を充実させながら参加者の満足度を高めるとともに、社会教育主事・社会教育士の資格取得を促進し、ネットワークの構築を図っていきます。
（生涯学習課）

（2）地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【現状と課題】 3-3-2(2)

- 地域の教育力（養育力）を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境づくり等を行っていますが、引き続き充実した取組が求められています。

【具体的施策】 3-3-2(2)

- 身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成するため、ESD^{*}（持続可能な開発のための教育）やSDGs^{*}（持続可能な開発目標）などの考え方を踏まえながら、学校、家庭・地域、事業者等と連携し、環境保全活動の取組例などの情報発信を行うとともに、環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。また、学校教育においては、児童生徒に対して環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。
（県民生活環境課、義務教育課、高校教育課）

- 「地域のこどもを地域で育てる」気運を地域と高校が一体となって醸成し、社会に開かれた魅力ある学校づくりと、高校を核とした地域創生を図るとともに、生徒の主体性や創造性、実践力を高め地域をフィールドとした教育活動を実践します。
（高校教育課）

- 豊かな自然や文化を有する「しま」の環境の中で、韓国語・中国語・英語や歴史学、スポーツといった専門的な学びや、不登校[※]などを経験した生徒の「生きる力」を育む離島留学制度の充実を図り、島外からも生徒を受け入れ、目的意識や意欲を持った生徒の特性を伸ばします。
(高校教育課)
- 地域の特徴的な自然や希少野生生物等を活用した環境学習等の実施及び生物多様性保全に関する様々な情報の提供により、自然環境保全の意識の高揚に努めます。
(自然環境課)
- 本県の豊かな自然環境とふれあう場を提供することにより、エコツーリズムを推進します。
(自然環境課)
- 漁業者等がブルーツーリズム[※]推進に向けて取り組む体験メニューや施設整備等を支援するとともに、豊かな自然や漁村ならではの地域資源を活用する「海業」の取組を促進し、漁村地域における体験活動等の機会の充実・拡大を図ります。
(漁政課)
- 漁業関係者や県市町による漁業・養殖業や魚料理などの水産教室を通じて、水産業に関する体験教育を推進します。
(水産経営課)
- 農山漁村地域における農泊[※]の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。
(農山村振興課)
- いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりにより、スポーツを通じた県民の元気とまちの活力を創出するため、誰でも参加できる「ながさき県民総スポーツ祭」の開催や地域に根付いた「総合型地域スポーツクラブ[※]」の認知度向上と育成・支援等に取り組み、地域スポーツの活性化に努めます。
(スポーツ振興課)
- スポーツにより、こどもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や国際大会等の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、こどもたちがスポーツに触れる機会の充実を図ります。
(スポーツ振興課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、こどもたちが楽しく学べる場を提供します。また、離島を含む遠隔地への対応として、オンラインを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。
(文化振興・世界遺産課)
- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。
(文化振興・世界遺産課)
- 新幹線を今後、長く利用するこどもたちに対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事問題等の理解促進を図ります。
(新幹線対策課)
- 安全・安心で、様々な遊びや学び、体験等にチャレンジできる「こども場所^{*}」の充実を図ることで、こどもが主役の、みんなで育てる環境づくりに取り組みます。
【3-1-4、3-3-2(2)掲載】(こども未来課)

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】 3-3-2(3)

- こどもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、こども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。
- このため、学校における人権教育だけでなく、幼児から高齢者までを対象とした社会教育の場においても、身近な生活や社会における人権問題など、人権全般についての正しい理解、人権感覚の涵養を図っていくために、人権教育・啓発の内容のさらなる充実と強化を進めていく必要があります。

【具体的施策】 3-3-2(3)

- 社会教育関係者をはじめ、教職員、保護者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等を対象に、各種研修会や人権教育研究大会等を実施するとともに、内容の充実に努めます。

(人権・同和対策課)

- 地域や学校等で活動できる人権・同和教育指導者の育成や、地域における人権に関する事業等への指導者の参画を促進します。

(人権・同和対策課)

- 広く県民に対し、講演会やイベント等を通して、効果的な啓発を行うとともに、人権教育啓発センターにおいて、図書やビデオ、啓発資料、人権・研修相談対応などの充実に努めます。

(人権・同和対策課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
こども家庭センター設置市町数	R4	0市町	R8	21市町
保育所待機児童数	R5	0人	毎年	0人
病児・病後児保育実施施設数	R5	46箇所	R11	63箇所
放課後児童クラブやその他の団体等と連携して、充実した活動ができていると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	R5	48.9%	R10	60%
こどもの居場所設置数	R6	110箇所	R11	307箇所
児童生徒の不読率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	R5	(小) 0.1%	毎年	(小) 0.1% 以下を維持
	R5	(中) 0.4%	毎年	(中) 0.6% 以下を維持
	R5	(高) 14%	毎年	(高) 13% 以下を維持

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	R5	87.9%	R10	90%以上を維持
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	R5	91%	R11	100%
私立小・中・高等学校の耐震化率	R5	89.8%	R11	100%
県内高校生の県内就職率	H30	61.1%	R7	68%
子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	R5	73.5%	毎年	70%以上を維持
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	R5	25,144円	R8	27,500円
保育施設等における死亡事故発生件数	R5	0件	毎年	0件
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	R5	98.8%	毎年	97%以上を維持
ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	R5	99%	毎年	90%以上を維持
自分の周りに遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思うこどもの割合	R5	40.4%	R11	50%
人権意識を持って生活していると思う人の割合	R4	73.6%	R10	80%

第4章 仕事と生活が調和する社会の実現

第1節 仕事と生活の調和*の実現のための働き方の見直し

1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

【現状と課題】 4-1-1

- 仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、県民一人ひとりが青年期、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現でき、豊かさや潤いを実感できる社会や、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。
- さらなる「仕事と生活の調和」の実現のために、意識啓発や、次世代育成支援対策推進法等の関係制度について、労働者、事業主、地域住民に対し周知することが必要です。
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合や第2子以降の出生割合が高くなる傾向がある（厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」）とされていますが、長崎県における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は1日あたり90分（R3総務省「社会生活基本調査」）であり、妻の409分と比較すると低い現状です。また、週60時間以上働く男性の割合は、全国的に子育て期である30代、40代で高くなっています。
- 仕事と生活の調和により、家庭や地域社会などにおける「こども時間*」を確保することは、こどもの健やかな成長や安心して子どもを生み育てられる社会づくりのうえでも重要なことです。

【具体的施策】 4-1-1

- 情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」を目指して実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行うとともに、「ながさき女性活躍推進会議」による優良企業等表彰などを通じ、働きやすい環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進します。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)
- 男女が共に家事や子育てを分担することについての意識啓発を行い、女性活躍推進及び男女共同参画社会の実現に努めます。

(男女参画・女性活躍推進室)

- 次世代育成支援対策推進法[※]等の関係制度及び一般事業主行動計画[※]について、引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して広報・啓発を行います。

(こども未来課)

- 「こども時間」の意義や取組事例などを各種セミナーやイベント、広報媒体を活用し周知・啓発を図ることで、「こども時間」の確保と拡大を推進します。

(こども未来課)

2 企業における取組の推進

【現状と課題】 4-1-2

- 仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。
- 第1子の出産を期に離職する女性の割合は約5割となっていますが、働きたいと願う女性が出産後も継続して就業できるよう、男女が共に、家庭と仕事の生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備をさらに進める必要があります。
- 子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭の親の就業を促進するためには、ひとり親家庭の働きやすい環境の整備とともに、ひとり親家庭に対する支援の社会的気運を高めていく必要があります。
- 国において、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、家庭内において育児負担が女性に偏る状況を解消し、夫婦が相互に協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」を推進しており、男性の育児休業取得率の目標が引き上げられています。
 ※引き上げ前：30%（令和7年）
 引き上げ後：50%（令和7年）、85%（令和12年）
- しかしながら、中小企業においては、大企業に比べて雇用者の処遇改善や職場環境の改善、就業規則の作成や見直しが遅れています。

【具体的施策】 4-1-2

- 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画[※]を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業について、長崎労働局と連携し、県のホームページなどで紹介します。
(こども未来課)
- 仕事と子育ての両立に積極的に取り組み、「くるみん」の認定[※]等を受ける企業数が増加するよう、長崎労働局と連携し、制度の普及・広報に努めます。
(こども未来課)
- ココロねっこ運動については、長崎県青少年育成県民会議や各市町、各青少年育成市町民会議などの地域の活動主体と「こどもまんなか社会」の理念を共有するとともに、こどもの声を聴くなどの新たな視点で必要な見直しを行いながら、引き続き推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。
【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】(こども未来課)
- 男性の育児参加など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う企業等の取組内容を広く周知することにより、気運の醸成を図ります。
(こども未来課)
- 男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進します。
(雇用労働政策課)
- テレワークやフレックスタイム、短時間勤務制度などを含む、多様で柔軟な働き方の導入促進による誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正、デジタル化の促進による業務効率化について企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心してこどもを生き育てることができる職場づくりを推進します。また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。
(こども未来課、男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

- ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を国が主体となって実施しており、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター^{*}の就業促進事業において、県内企業に対し、表彰の趣旨や目的を説明し、就業支援への理解を求めるなど、啓発活動を行います。
(こども家庭課)

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】 4-2

- 働き方や生き方について多様な選択を可能にし、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう支援することで、少子化の流れを変えるとともに、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な社会を実現していく必要があります。
男女ともに子育てをしながら働くことのできる環境の整備に努め、性別に関わりなく全ての人が働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

【具体的施策】 4-2

- 一時預かり^{*}、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービス等について、市町と連携し充実を図ります。
(3-1-2、4-2 掲載) (こども未来課)
- 放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ^{*}の受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保し、待機児童の解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含めた放課後児童対策に取り組みます。
(3-1-3、4-2 掲載) (こども未来課)
- ひとり親家庭や多子世帯に対する放課後児童クラブの利用料の免除を実施する市町に対し、財政的支援を実施します。
(こども未来課)

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【現状と課題】 4-3

- 本県の出生数は第1次ベビーブームの昭和24年には6万人を超えていましたが、令和5年には7,656人とピーク時の約8分の1にまで減少しています。
- また、女性が一生の間に産むこどもの数を示す合計特殊出生率^{*}は、平成15年と17年に過去最低の1.45となつて以降、緩やかに上昇したものの、平成29年から再び減少に転じ、令和5年には1.49となるなど、人口を維持できる水準(2.07)や県民の希望出生率^{*}(2.08)とは大きな開きがあります。
- 婚姻数も減少傾向にあり、令和5年には4,074組となるなど、ピーク時の約4分の1まで減少しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、25～34歳の未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合は8割を超えており、「独身でいる理由」については、男性の43.3%、女性の48.1%が、「適当な相手にめぐりあわない」と回答し、男女ともに最も多くなっています。
- また、同調査によると、夫婦の理想的なこどもの数が2.25人であるのに対して、予定のこどもの数は2.01人となっており、その理由に関する回答をみると、経済的不安(52.6%)が最も多く、年齢的不安(40.4%)、不妊(23.9%)、育児への不安(23.0%)、健康上の理由(17.4%)、仕事への支障(15.8%)と続いています。
- このように、未婚者の多くが結婚を望んでいるにもかかわらず、未婚化・晩婚化が進み、また、夫婦が実際に持つこどもの数も、理想を下回っている状況が明らかとなっています。さらには、「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合や、こどもを持つことの希望が低下するなど、未婚者の家族をつくる意欲が低下している傾向もみられています。
- 結婚や妊娠・出産に対する希望と、実際の結婚・出生行動との間には隔たりがあることから、個人の価値観を尊重し、仕事と生活の両立に向けた環境整備や若者の安定した雇用の促進、妊娠・出産のための正しい知識の普及・啓発など、それぞれのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するとともに、結婚を希望する独身男女や子育て家庭等を県全体で応援する気運を醸成することなどにより、これらの隔

たりを解消し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現を図ることが必要です。

【具体的施策】 4-3

- 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。
(こども未来課)
- 職場や仕事関係などによる出会いをきっかけとする「職縁結婚」の活性化に向け、県・市町・団体等が協働し、企業や団体に属する独身者等の交流を促進します。また、産業等の課題やニーズに即した結婚支援にも取り組みます。
(こども未来課)
- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。
【3-1-6(5)、4-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)
- 女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談などを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。
(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課)
- 県民が、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、ライフデザインを考える機会の提供、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組を展開し、気運の醸成を図ります。
(こども未来課、こども家庭課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	R元	42.4%	R7	47.5%
生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	R5	36.6%	R11	45%
ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	H30	75.3%	R7	87.5%
放課後児童クラブ待機児童数	R5	35人	毎年	0人

第5章 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

第1節 いじめ・不登校*、児童虐待防止対策等の推進

1 いじめ・不登校等対策

【現状と課題】5-1-1

- 全国で、重大ないじめにより児童生徒のかけがえのない命が失われる問題が発生する中、本県においてもいじめの未然防止、早期発見及び適切な初期対応等、対策のさらなる強化を推進する必要があります。
- 全国と同様、本県においても不登校児童生徒数の増加は喫緊の課題となっており、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- いじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられることから教職員の資質向上も含め、学校における教育相談体制の充実に向け引き続き取り組んでいく必要があります。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭のこどもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるなど、こどもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築することが重要です。
- ひきこもり*、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対応することが必要です。

【具体的施策】5-1-1

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観やこどもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間*」を継続実施し、命を大切に作る心や思いやりの心をもつ「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。

【3-3-2(1)、5-1-1 掲載】（児童生徒支援課）

- 学校にスクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*を配置するとともに、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）*やメール相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリン

グリーダ―養成研修」等各種研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【5-1-1、6-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【3-1-5(5)、5-1-1 掲載】(学事振興課)

- いじめや不登校などをはじめとする問題等を抱える児童生徒への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

(児童生徒支援課)

- 小・中学校に「校内教育支援センター※」の設置を推進するとともに、学校外の様々な相談・支援機関とも連携した支援体制の整備に努めます。また、不登校児童生徒が将来の社会的自立に向け、確かな一歩を踏み出すことができるよう、民間施設や団体等と連携し、多様な学びや体験の場の創出に努めます。

(児童生徒支援課)

- 要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

(こども家庭課)

- 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案の重大性及び緊急性、被害児童及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、的確な対応を行うように努めます。

(警察本部人身安全・少年課)

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童相談所の体制の強化

【現状と課題】5-1-2(1)

- 近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待によりこどもが死亡する大変痛ましい事件が発生する

など社会的に大きな問題となっています。児童虐待については、一義的な相談窓口として市町が対応していますが、県としても、こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が、虐待通告後 24 時間以内に安全確認を行うとともに、市町や施設等を支援する体制を整備しています。

【具体的施策】 5-1-2(1)

- こども・女性・障害者支援センター*において、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。（こども家庭課）
- 児童相談所業務のデジタル化を推進し、業務効率化と情報共有を強化することで、迅速かつ効果的な支援体制の構築を目指します。
【5-1-2(1)、8-1 掲載】（こども家庭課）
- 新たに一時保護施設の設備・運営基準を策定することにより、専門職（看護師、保育士、学習指導員）の配置など、一時保護施設的环境改善を図ります。
（こども家庭課）

（2）市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

【現状と課題】 5-1-2(2)

- 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携してこどもを守るといった支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センター*では、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

【具体的施策】 5-1-2(2)

- 市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業、こども家庭センター*により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、

確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。

(こども家庭課)

- 児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と要保護児童対策地域協議会で全ての在宅の児童虐待事案について情報共有し、役割分担を明確化する等さらなる連携強化を図ります。

(こども家庭課)

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。

(こども家庭課)

- 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するこども家庭センターについて、全ての市町への設置を促進します。

【5-1-2(2)、5-1-3(3)掲載】(こども家庭課)

- 地域での児童虐待の早期発見、早期対応が図れるよう、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。

(こども家庭課)

- 警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。

(警察本部人身安全・少年課)

(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

【現状と課題】 5-1-2(3)

- 全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、平成22年に本県でも虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取組が必要となっています。

【具体的施策】 5-1-2(3)

- 児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会子どもの権利擁護・措置・検証部会を中心に検証作業を行うとともに、全国における死亡事例等

の検証結果等を踏まえ、必要な措置を講じることにより本県における同様な事例の発生防止に努めます。

(こども家庭課)

3 社会的養護体制の充実

(1) 家庭的養護の推進

【現状と課題】 5-1-3(1)

- 虐待等こどもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けたこども等で、保護者を支援した上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の環境下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

【具体的施策】 5-1-3(1)

- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親^{*}・ファミリーホーム^{*}のリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスティング機関の設置を目指します。
【5-1-3(1)、5-1-3(5)掲載】(こども家庭課)
- 家庭的な環境におけるこどもの養育を推進するため、里親・ファミリーホーム^{*}の周知啓発を行うとともに、里親不在地域においてターゲットを絞る等実効性のあるリクルートを実施します。
(こども家庭課)
- 里親・ファミリーホームの養育力向上を図るため、各種研修を充実します。
(こども家庭課)
- 里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、施設に里親支援専門相談員の配置を促進します。
(こども家庭課)

(2) 施設機能の見直し

【現状と課題】 5-1-3(2)

- すべてのこどもは、地域社会の中で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育

されるべきであり、家庭環境では養育が困難なケアニーズが高いこども等については、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育することが必要です。

- また、こどものケアニーズが非常に高い場合の専門的なケアや、家庭的な生活をするに拒否的になっているこどもに対して、早期の家庭復帰や里親^{*}委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うことが必要です。
- また、家庭的養護の推進により施設の高機能化・多機能化が求められていることから、これまで施設が培ってきた豊富な経験によるこどもの養育の専門性を、施設養育の高機能化に発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中で発揮していく必要があります。
- 発達障害の専門医療機関の初診待機期間は長期となっており、待機期間においてこどもの問題行動の悪化、親子関係や保護者の精神面の不調、そして児童虐待に至る恐れは高い状況にあるといえます。そのため、こどもの問題行動や保護者の養育不安の軽減、親子関係の改善等に向けた取組を高機能化・多機能化した施設が担うことで児童虐待の未然防止につなげる必要があります。
- 県内の児童養護施設^{*}に入所しているこどもの大学への進学率は36.7%と、県全体のこどもの大学等への進学率より低い状況にあり、学ぶ機会を確保する支援を行うとともに、経済的理由により進学を断念することがないように進学時や進学後の支援が必要でです。
- 児童養護施設に入所しているこどもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、こどもの状況に配慮した支援を行うことが必要です。

【具体的施策】 5-1-3(2)

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士^{*}の活用を促進します。
【5-1-3(2)、5-1-3(5)掲載】（こども家庭課）
- 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

(こども家庭課)

- 小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」の確保や、住環境の改善等にかかる施設整備に必要な経費の補助を実施します。

(こども家庭課)

- 児童養護施設入所者に対し、学習指導を行うことができるよう、指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費の経費について助成を行います。

(こども家庭課)

- 児童養護施設入所者に対し、スポーツや表現活動を通じて情緒を安定させ児童の自立を支援できるように、指導員の配置に要する経費等について助成を行います。

(こども家庭課)

- 児童養護施設へ入所しているこどもが大学等へ進学を目指すことができるよう、中高生入所児童への学習塾費用に対し助成を行うとともに、進学するこどもの生活基盤を安定させ自立を実現するため、学用品購入費等に対し支援を行うとともに、18歳以降も施設への入所継続や退所後の家賃、生活費に対する支援を行います。

(こども家庭課)

(3) 家庭支援機能の強化

【現状と課題】 5-1-3(3)

- 家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や児童家庭支援センター^{*}等の関係機関との役割分担及び連携を推進する不断の取組が必要です。
- 児童家庭支援センターは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、地域及び家庭からの相談や里親^{*}支援を担っており、各地域における設置及び地域相談機関としてのさらなる機能強化が必要です。

【具体的施策】 5-1-3(3)

- こども・女性・障害者支援センター^{*}、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。

(こども家庭課)

- 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するこども家庭センター^{*}について、全ての市町への設置を促進します。

【5-1-2(2)、5-1-3(3)掲載】(こども家庭課)

- 児童家庭支援センター、こども・女性・障害者支援センター及び市町が情報共有する場を設定する等、各地域の在宅支援の強化を支援します。

(こども家庭課)

- 児童家庭支援センターに対し、家族再統合に向けた保護者等支援体制を充実させるための研修を実施します。

(こども家庭課)

(4) 自立支援策の強化

【現状と課題】 5-1-3(4)

- 社会的養護のもとで育ったこどもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等のこどもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。
- 児童養護施設^{*}等の退所児童等などの親の支援を受けられないこどもや、働くことに不安を持つ若者の社会的自立に向けた就労支援が必要です。
- こどもの社会的自立のためには自分の適性を理解するとともに、職業的・社会的自立に向けて支援する必要があります。

【具体的施策】 5-1-3(4)

- 里親^{*}や児童養護施設等への措置が解除となったこども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、社会的養護自立支援拠点事業により相談支援や相互交流の場の提供等を実施し、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。

(こども家庭課)

- 施設等のこどものうち、高校・大学等への進学、就職に必要な資格等の取得について、国の制度等を活用し支援します。
(こども家庭課)
- 概ね45歳未満の若年者を対象とした県の就業支援施設であるフレッシュワークにおいて個別カウンセリング、適職診断、各種セミナー等の支援を行うことにより、親の支援のないこども等を含めた若者の県内就職を促進します。
(雇用労働政策課)
- こどもの社会的自立のため、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともに、インターンシップ※活動を推進し、自己の適性や将来像を明確にさせ、職業観・勤労観を育成します。
(高校教育課)
- 全ての高校生に公民科の必修科目である「公共」において、労働者の権利や労働問題について学ばせ、理解を深めさせます。また、厚生労働省が作成した労働関係法の資料を、各高校において必要に応じて配付・活用します。
(高校教育課)

(5) 社会的養護の質の確保

【現状と課題】5-1-3(5)

- 児童福祉施設には、虐待等さまざまな課題を抱えたこどもが入所し、それに対応するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。また、里親※についても、こどもの状態に応じた養育ができるよう、基本的な養育技術の向上を図る必要があるほか、被虐待児、非行児、障害児等にも専門性を持って対応できる里親を増やすことが必要となっています。

【具体的施策】5-1-3(5)

- 代替養育の質を確保するため、長崎県児童養護施設協議会が行う施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力するとともに、こども・女性・障害者支援センター※による技術的支援を強化します。
(こども家庭課)
- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホーム※のリク

ルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスタリング機関の設置を目指します。

【5-1-3(1)、5-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

- 乳児院^{*}や児童養護施設、児童家庭支援センター^{*}、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園、認定こども園^{*}及び医療機関についても支援者として位置づけ、里親養育を理解し支援する体制を整備します。

(こども家庭課)

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士^{*}の活用を促進します。

【5-1-3(2)、5-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

(6) こどもの権利擁護の強化

【現状と課題】5-1-3(6)

- こどもの保護及び支援に当たって、こどもの意見表明権を保障する取組を充実させることが必要となっています。
- 児童福祉施設や里親^{*}のもとで生活するこどもは、家庭で虐待を受けたことなどに起因して、対人関係の不調や反社会的行為などの課題を抱えながら生活していることがあるため、適切な支援を受けながら、安心・安全な生活環境を保障することが重要です。こうした現状においては、支援場面で、こどもと職員(養育者)間、あるいはこども間での暴力が起こるリスクがあり、これが、被措置児童等虐待ということどもの人権を侵害する事態にならないよう、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

【具体的施策】5-1-3(6)

- 権利ノート^{*}の活用等により、意見の申し立てに適切に対応する体制を構築します。

(こども家庭課)

- 意見表明支援員(アドボケイト)による意見聴取や意見表明支援及び代弁を行う仕組みを整備し、児童福祉施設や一時保護所等で生活するこどもの意見表明権を保障します。

(こども家庭課)

- 施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化します。
(こども家庭課)
- 施設等において虐待が発生した場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、こどもの人権に最大限配慮しながら、適切に対応します。
(こども家庭課)
- 施設に対して、国が示した社会的養護施設の運営指針に基づき第三者評価及び自己評価を確実にを行い、養育・支援等の向上に努めるよう指導します。
(こども家庭課)

4 非行少年の立ち直り支援

【現状と課題】 5-1-4

- 家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。
- 問題のある少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

【具体的施策】 5-1-4

- こども・女性・障害者支援センター*においては、非行児童に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように支援します。
(こども家庭課)
- 児童自立支援施設においては、入所により規則正しい生活を確保し、個々の児童の状況に応じて立ち直りに向けた必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、家庭復帰や就職等による自立を支援します。
(こども家庭課)
- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援す

る活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティア*などの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

(警察本部人身安全・少年課)

- 少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

(こども未来課)

5 ヤングケアラーに対する支援の強化

【現状と課題】 5-1-5

- 少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、ケアラーに関する社会問題が顕在化しています。特に、ヤングケアラーは、家族の介護等により、年齢や成長の度合いに見合わない負担が生じ、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。また、本人や家族に自覚がないなどの理由から支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。
- ヤングケアラーの支援体制を強化するためには、県民等が問題を理解し、ヤングケアラーが孤立しないよう地域全体で支える気運を醸成していくことや、児童、教育など関係する庁内部局で連携するとともに、市町、関係機関・団体等の協力のもと、支援施策を推進する体制を構築することが重要です。
- 本県では、ヤングケアラーを含むケアラー支援に関し、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。また、条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するための「長崎県ケアラー支援推進計画」を令和6年3月に策定しました。

【具体的施策】 5-1-5

- 「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、県民にヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、地域で支えていく仕組みを構築し、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援、案内窓口の設置等に取り組みます。

(長寿社会課、こども家庭課)

- 学校におけるヤングケアラーの早期把握のため、日常的に児童生徒に

接する機会が多い、教職員の資質向上に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置による関係機関との連携強化を図ります。
(児童生徒支援課)

第2節 障害児施策の充実

1 障害のあるこどもと親への支援

【現状と課題】5-2-1

- 特別支援教育を全県的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。
- 障害児の医療と福祉の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のあるこどもへの医療の提供及び発達支援を行っています。身近な地域で支援が受けられるよう、こども医療福祉センターでは、地域の中核的役割を担う児童発達支援センター等に対する高度な専門的支援の実施や人材育成を進める役割なども求められています。
- 発達障害*等を含む「特別な配慮が必要なこども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要なこども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。
- 身体に障害のあるこどもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。
- 重症心身障害児等の医療的ケア児*等に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法

律」が施行され、医療的ケア児に対する教育及び保育を行う体制の拡充が図られるよう、看護師等の配置その他必要な措置を講じる必要があります。

【具体的施策】5-2-1

- 障害のあるこども一人一人に必要な専門性の高い支援を行うため、県立こども医療福祉センターの機能を充実します。また、障害児支援に関する高い知識・技術に基づき、地域の児童発達支援センター等への職員派遣や研修等による技術支援を行うとともに、離島など支援体制が不足している地域への巡回療育*相談を実施し、障害のあるこどもたちの地域生活を支援します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】（障害福祉課）

- 保育所、幼稚園、認定こども園*、放課後児童クラブ*において障害のあるこどもをはじめ、特別な支援を要するこどもの受入れを促進します。

【5-2-1、5-2-2 掲載】（こども未来課）

- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育課）

- すべての特別支援学校において、地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校への相談支援や就学前のこどもやその保護者の教育相談を行うなど支援・相談活動の充実を図ります。

（特別支援教育課）

- 障害児支援の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう引き続き支援します。

（障害福祉課）

- 身体に障害のある18歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれるこどもを対象に、医療費の助成を行います。

(こども家庭課)

- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当^{*}を支給します。

【3-1-7、5-2-1 掲載】(こども家庭課)

- 重症心身障害児等の医療的ケア児等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、医療機関の空床や訪問看護を活用し、レスパイトを提供できる体制の構築を図ります。

(障害福祉課)

- 県及び市町(圏域単位)において、医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、地域のニーズを把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の一層の連携を図っていきます。また、医療的ケア児等の地域での受入体制を調整するキーパーソンであるコーディネーターや支援者の養成を継続して実施します。

(障害福祉課)

- 医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、必要な助成の実施など、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

2 発達障害^{*}のあるこどもと親への支援

【現状と課題】5-2-2

- 発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。
- 発達障害者支援センターは、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者(児)やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。職員の専門性の維持・確保が課題となっており、センター機能の充実・強化が求められています。

【具体的施策】5-2-2

- ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、支援体制の整備・充実を図ります。
(こども家庭課)
- 発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がられるよう、乳幼児健診や5歳児健診等の充実強化に努めます。
(こども家庭課)
- 子育てに難しさを抱える保護者に対する子育て支援の一つとして、ペアレント・プログラム*の普及を図るため、普及の中心となる支援者を育成し、保護者支援の充実を図ります。
(こども家庭課)
- 障害児の子育て経験のある親が育児経験を活かし相談等を行う、ペアレントメンター*を派遣し、保護者支援の充実を図ります。
(こども家庭課)
- 発達障害者支援センターは、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関との連携強化による地域支援体制の整備を図ります。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。
(こども家庭課)
- 障害のあるこども一人一人に必要な専門性の高い支援を行うため、県立こども医療福祉センターの機能を充実します。また、障害児支援に関する高い知識・技術に基づき、地域の児童発達支援センター等への職員派遣や研修等による技術支援を行うとともに、離島など支援体制が不足している地域への巡回療育*相談を実施し、障害のあるこどもたちの地域生活を支援します。
【5-2-1、5-2-2 掲載】(障害福祉課)
- 保育所、幼稚園、認定こども園*、放課後児童クラブ*において障害のあるこどもをはじめ、特別な支援を要するこどもの受入れを促進します。
【5-2-1、5-2-2 掲載】(こども未来課)
- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校(園)内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教

職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育課）

第3節 ひとり親家庭等*の自立支援の推進

1 相談・情報提供の強化

【現状と課題】5-3-1

- ひとり親家庭等*は、子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で時間の確保をはじめとて様々な困難に直面しますが、このような状況の中で、各福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の母等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめ細かな相談対応を行っています。また、平成17年度から設置している「長崎県母子家庭等自立促進センター」について、平成23年度から父子家庭も支援対象とし、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター*」に改名し、面接や電話、SNS*等による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。
- 様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を施策の対象とした困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年度から施行されました。

【具体的施策】5-3-1

- 福祉事務所における母子・父子自立支援員の研修を充実する等、相談者の様々なニーズに対応できるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。
(こども家庭課)
- 県及びひとり親家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、マザーズコーナー*やハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。
(こども家庭課)
- 現行の支援制度を記載したホームページを作成し、周知を行います。
(こども家庭課)

2 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】 5-3-2

- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、令和4年度児童扶養手当*受給者を対象としたアンケートからも家計に関することや、こどもの教育（進学）に関する悩み、自分の健康に関する悩み、住居に関する悩み、親族の健康に関する悩み、家事に関する悩み等を抱えているという結果があることから、ひとり親日常生活支援事業の充実や保育所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っていますが、さらに個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。

【具体的施策】 5-3-2

- ひとり親家庭の保育所の優先入所や、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。
(こども未来課)
- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、こどもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会やひとり親家庭等*が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭等生活支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭のこどもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいことから、ひとり親家庭のこどもの悩みの相談を行いつつ基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図るこどもの生活・学習支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭等日常生活支援事業を推進するよう市町に働きかけを行います。
(こども家庭課)
- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けると

ともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

3 就労支援の推進

【現状と課題】 5-3-3

- 令和4年度児童扶養手当^{*}受給者を対象としたアンケートによると、母子家庭の母の8割強が就労しているが、その中で臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が3割強を占めています。また、収入は200万円未満が57.1%を占めており、家計に関する悩みが74.6%と一番の悩みとなっています。同じく父子家庭におけるアンケート結果についても9割強が就労していますが、年収は全国平均と比較しても低く、300万円に満たない世帯が約7割を占めており、家計に関する悩みも抱えています。
- 新規就労者に対しては、自立につながるような勤務形態の事業所への就労支援が必要です。
- 小さなこどもを持つひとり親が安心して働ける環境の整備が必要です。
- 臨時・パート等の不安定な雇用形態からの転職を支援し、併せて資格取得のための環境整備の必要があります。
- 女性自立支援施設等を退所したDV^{*}被害者等への自立支援は、精神的なケアが必要であり、きめ細かな支援策が必要です。

【具体的施策】 5-3-3

- ひとり親家庭(DV被害者を含む)の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っています。職業紹介等を行う企業、マザーズコーナー^{*}及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。
(こども家庭課)
- 福祉事務所が実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当事務との連携によりハローワークとのチーム支援による就労を促進します。
(こども家庭課)

- 民間事業者に対し、ひとり親家庭の母及び父の優先雇用その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることとし、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し、ひとり親家庭の母又は父の雇用促進を図ります。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭等^{*}の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給と貸付金の貸付、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供します。
(こども家庭課)
- 職業訓練を受講しているひとり親家庭の母等の求職者に対し、引き続き訓練手当の給付を行います。
(雇用労働政策課)
- 国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。
(こども家庭課)
- 女性自立支援施設等を退所したDV被害者等に対し、役所や裁判所への同行支援や、ひとり親の就業相談、就職準備や就業に役立つ講習会等の開催など自立を促進するきめ細かな支援を行います。
(こども家庭課)

4 養育費確保の推進

【現状と課題】 5-3-4

- ひとり親世帯を対象とした厚生労働省の調査（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）によると、養育費の取り決めをしている母子世帯の割合は46.7%となっていますが、現在も養育費を受けている母子世帯の割合は28.1%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。民法等改正法（令和6年法律第33号）により離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）が行われます。養育費は、こどもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発・支援を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

【具体的施策】 5-3-4

- ひとり親家庭等自立促進センター*事業において、養育費の取得等について、地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口を通じた相談を含め、弁護士による法律相談を行います。

(こども家庭課)

- 福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりや公正証書の作成及び保証契約締結に対する補助を行うなど、養育費の確保を促進するための支援に努めます。

(こども家庭課)

5 経済的支援の充実

【現状と課題】 5-3-5

- 令和4年度児童扶養手当*受給者を対象としたアンケートによると、母子家庭の収入は、200万円未満が6割を占めています。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、国によって拡充された児童扶養手当をはじめ、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、医療費助成等の経済的支援を実施しています。

【具体的施策】 5-3-5

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。

【3-1-7、5-3-5 掲載】(こども家庭課)

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などの制度が円滑に運用できるように、母子・父子自立支援員への研修を実施します。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭の親が通勤する際のJR 定期乗車券の3割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭などの放課後児童クラブ*の利用について、利用料の助成を行います。

(こども未来課)

- ひとり親家庭のこども（必要があれば親も）を対象に、それぞれの児童にあったきめ細かい学習支援、進路相談などを行う、こどもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の推進を図るため、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供するなど事業構築に向けた支援を行います。

（こども家庭課）

6 市町・関係機関団体との連携及び協働

【現状と課題】 5-3-6

- ひとり親家庭等[※]への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められており、国の施策も市町が実施主体となることが可能な事業が多くあります。
- 長崎県母子寡婦福祉連合会の各地区における母子会[※]活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

【具体的施策】 5-3-6

- ひとり親家庭等への国等の支援事業が県内全域で実施されるよう市町に働きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。

（こども家庭課）

- 母子会活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。

（こども家庭課）

- 母子福祉団体に対する受注機会の増大に努めます。

（こども家庭課）

第4節 子どもの貧困対策

この節では、他の章や節に記載されていない子どもの貧困対策の項目について記載しています。

1 教育の支援

(1) 高校中退予防の取組

【現状と課題】5-4-1(1)

- 変化の激しい時代にあって、全ての生徒が家庭の状況に左右されることなく、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自己実現を図ることができるよう、学校の教育活動全体でのキャリア教育の充実が必要です。
- 退学者数は平成30年度からは減少していましたが、令和3年度からは再び増加傾向にあり、今後とも、各学校が粘り強く、極力退学することがないように指導していく必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする退学が中途退学者全体の約8割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

【具体的施策】5-4-1(1)

- 特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育みます。また、活動の振り返りを通じて生徒の自己肯定感・自尊感情を向上させ、意欲を高めます。
(高校教育課)
- 関係機関と連携して、生徒に専門的な知識や技能を習得させるとともにインターンシップ[※]を促進し、自己の将来像を明確にさせ、早期からの職業観・勤労観の育成を推進します。
(高校教育課)
- 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。
(児童生徒支援課、学事振興課)

- 高等学校等に在学する世帯の教育に係る経済的負担を軽減するため、就学支援金等を支給し、全ての生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。

(教育環境整備課、学事振興課)

(2) 高校中退後の支援

【現状と課題】 5-4-1(2)

- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、様々な支援機関があることを知ることが必要です。
- 就学支援金制度においては支給期間の上限が定められており、中退者が再入学した場合に支援されないことへの対応が求められています。
- 子育て世帯においては、教育費などの経済的負担が大きくなっています。このため、安心して教育が受けられるよう、経済的な支援が必要です。

【具体的施策】 5-4-1(2)

- 教育に係る経済的負担を軽減するため、高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合に補助金を支給し、生徒が安心して勉学に打ち込める環境を作ります。

(教育環境整備課、学事振興課)

- 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。

(高校教育課)

(3) 高等教育の修学支援

【現状と課題】 5-4-1(3)

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担感は大きくなっています。このため、経済的理由により修学困難な生徒の学ぶ機会を確保できるよう支援が必要です。

【具体的施策】5-4-1(3)

- 向上心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により高等学校及び大学等への修学が困難な生徒に対し、学資の貸与をしている(公財)長崎県育英会へ必要な助成を行います。

(教育環境整備課)

- 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。

(学事振興課)

(4) 外国人児童生徒への支援

【現状と課題】5-4-1(4)

- 外国人児童生徒等については156人(R4.5.1現在)が義務教育諸学校や外国人学校等に就学しています。
- 公立高等学校入学者選抜においては、県教育委員会の承認を受けた者を対象に、「帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置」を実施しています。
- 在学中の日本語指導及び教科指導については、必要に応じて教員を加配して対応していますが、年々、児童生徒の国籍が多様化しているため、言語指導等の対応が難しくなっています。また、経済的に苦しい家庭も少なくないため、その支援に配慮を要します。

【具体的施策】5-4-1(4)

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語能力に応じた特別の指導を行うため、国の加配定数を活用して、教職員を配置します。

(義務教育課、高校教育課)

(5) 義務教育段階の就学支援の充実

【現状と課題】5-4-1(5)

- 家庭の経済状況の二極化が言われる中で、全ての子どもたちに教育を受ける権利が保障されていることから、就学困難と認められる子どもたちに対して支援が必要です。

- 貧困家庭のこどもたちに対して早期の段階での生活支援や福祉制度と連携できるよう、こどもたちが置かれた様々な環境の改善に向けた支援体制を構築するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携することが重要です。
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の取組は、一部市町が未実施であり、実施を促すことが必要です。

【具体的施策】 5-4-1(5)

- 就学援助制度に基づき学校の指示を受けて治療を行った医療費等の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。
(体育保健課)
- こどもたちが抱える課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、こどもたちが置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用等の支援を行います。
(児童生徒支援課)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、国庫補助事業において対象経費となっていることを踏まえ、他市町の状況を情報提供しながら、早期支給の実施を働きかけます。
(義務教育課)

(6) 高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減**【現状と課題】 5-4-1(6)**

- 子育て家庭の教育費にかかる経済的負担は大きくなっており、全ての高校生等が安心して教育を受けられるための支援が必要です。さらに、私立高等学校等に通う世帯において、失業等により家計が急変した場合、授業料の支払いに窮するケースに対する支援が必要です。

【具体的施策】 5-4-1(6)

- 全ての高校生等が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、家計急変を含めた家庭環境の状況に応じて、就学支援金や奨学のための給付金を支給することで、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
(教育環境整備課、学事振興課)

- 公立高等学校の遠距離通学生で住民税所得割額非課税世帯及び高額定期券を負担する保護者に対し、生徒の通学費の一部を補助し、生徒の多様な進路実現を推進します。また、私立高等学校の生徒の保護者が負担する遠距離通学費に対し、学校法人が軽減措置を行った場合に補助を行います。

(教育環境整備課、学事振興課)

(7) 生活困窮世帯等の進学費用等の負担軽減

【現状と課題】 5-4-1(7)

- 生活困窮世帯等においては、教育費などの経済的負担が大きく、生計の目処が立たないことを理由に進学を断念する家庭もあることから、教育費の負担軽減や給付金、資金貸付等の支援が求められています。

【具体的施策】 5-4-1(7)

- 低所得世帯等に対し、生活福祉資金貸付による教育支援費等の貸付を行っている県社会福祉協議会に対して助成を行います。
(福祉保健課)
- 生活保護世帯のこどもが高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費の認定を行います。
(福祉保健課)
- 生活保護世帯の高校生等の就労収入について、大学等に就学するための経費に充てる場合は、収入として認定しない取扱いとします。
(福祉保健課)
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学の際の新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金を支給します。
(福祉保健課)
- 生活保護世帯のこどもが、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、そのこどもの分の住宅扶助額を減額しない取扱いとします。
(福祉保健課)
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言等を行います。
(福祉保健課)

(8) 夜間中学の設置促進・充実

【現状と課題】 5-4-1(8)

- 何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人々への学びを保障する場として、令和7年4月に公立夜間中学が佐世保市立祇園中学校に設置されます。公立夜間中学には「学びたい」という願いをもつ人々に対し、義務教育に相当する教育の機会を提供することで、それぞれが望む学びや進路の実現も支援することが求められています。

【具体的施策】 5-4-1(8)

- 夜間中学を設置する佐世保市と連携し、学校運営上の課題改善を行い、学びの充実を図ります。
(義務教育課)
- 「学びたい」という願いをもつ人々にとって、夜間中学が自己実現のための選択肢の一つとなるように、また、各市町が夜間中学の設置を推進できるように、夜間中学の取組について広く周知を行います。
(義務教育課)

(9) 学校給食を通じたこどもの食事・栄養状態の確保

【現状と課題】 5-4-1(9)

- 生活保護制度^{*}の教育扶助により、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき学校給食費を支給しています。
- 低所得世帯における欠食状況の改善や適切な栄養摂取による健康保持に努めるため、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学校給食費の援助が必要です。

【具体的施策】 5-4-1(9)

- 生活保護制度に基づき、小学校・中学校の義務教育期間に保護者が負担すべき給食費の額を支給します。
(福祉保健課)
- 所得の格差が原因で健康の格差が生じることのないよう、学校給食の充実により、食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の定着を目指すとともに、就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯

への支援を引き続き実施します。

(体育保健課)

2 生活の安定に資するための支援

(1) 保護者の自立支援

【現状と課題】 5-4-2(1)

- 生活困窮者自立支援法により、福祉事務所設置自治体は複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行うとともに、地域の実情に応じ各種事業を実施しています。
- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立など、様々な悩みを抱えており、生活支援や就労支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができるための支援の充実を図る必要があります。

【具体的施策】 5-4-2(1)

- 福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給とともに、地域の実情に応じて各種任意事業等を実施しながら、生活に困窮している人を包括的に支援していきます。
(福祉保健課)
- 育児などに悩みを持つひとり親家庭を対象とした生活支援講習会や互いの悩みを相談し合うひとり親家庭の交流・情報交換の実施、また、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業の市町での実施を推進します。
(こども家庭課)
- こどもの貧困総合相談窓口を設置し、電話や SNS* を活用した相談支援を実施します。
(こども家庭課)

(2) 生活困窮世帯等のこどもへの生活支援

【現状と課題】 5-4-2(2)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)のこどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行っています。

- ひとり親家庭が安心して就労できるように、こどもの放課後の安全な居場所として放課後児童クラブ[※]や、こどもの生活・学習支援事業があります。しかしながら、放課後児童クラブについては利用料が必要であり、ひとり親家庭については、経済的な負担となっています。

【具体的施策】 5-4-2(2)

- 福祉事務所設置自治体による、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対する学習・生活支援事業を推進します。

（福祉保健課）

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、事業主体である市町に対し、民間団体のノウハウを提供するなど事業構築に向けた支援を行います。

（こども家庭課）

（3）生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援**【現状と課題】 5-4-2(3)**

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもについては、就業相談や資格取得のための取組や、就業情報を提供するなど自立に向けた支援が必要です。

【具体的施策】 5-4-2(3)

- 生活保護世帯の子どもが就職により自立した際の新生活立ち上げの費用として、就職準備給付金を支給します。

（福祉保健課）

- ひとり親家庭の子どもには、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター[※]において、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等との連携により専門的な就業支援を推進します。

（こども家庭課）

（4）高校中退後の支援**【現状と課題】 5-4-2(4)**

- 高校中退者が、社会的・職業的な自己実現を図るために、様々な支援機関があることを知ることが必要です。

- 中途退学者やニート*等への職業的自立を支援するためには、社会人としての基礎的な能力等の養成のみならず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援はそれぞれの置かれた状況に応じて個別かつ継続的に行うことが必要です。

【具体的施策】5-4-2(4)

- 「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。
【3-1-6(6)、5-4-2(4)掲載】（こども未来課）
- 「地域若者サポートステーション*」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。
（雇用労働政策課）
- 中途退学に至る生徒に対しては、県教育委員会が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワーク*などの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学びなおし」の機会の情報提供を行い、支援します。
（高校教育課）

(5) 住宅に関する支援

【現状と課題】5-4-2(5)

- 生活困窮者自立支援法による住居確保給付金として、離職者等であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している又は喪失するおそれのある人に対して家賃相当分の費用を支給することにより、こうした人の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。
- ひとり親家庭については、所得が低い世帯が多いことから住宅の確保に苦慮している割合が高いと考えられます。

【具体的施策】5-4-2(5)

- 離職・廃業ややむを得ない休業等により住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。
（福祉保健課）

- ひとり親家庭の住宅支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。

(こども家庭課)

- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

(6) 生活困窮者自立支援制度*とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

【現状と課題】 5-4-2(6)

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等がこれまで以上に連携して、相談対応及び各種相談支援につなげていくことが必要です。

【具体的施策】 5-4-2(6)

- 生活困窮世帯は複合的な課題を抱えていることから、生活保護法、生活困窮者自立支援法、ひとり親家庭に対する各種事業、また関連事業についても連携して支援を行います。

(福祉保健課、こども家庭課)

(7) 相談職員の資質向上

【現状と課題】 5-4-2(7)

- 多様な課題を抱える生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯からの相談に対し、適切に対応するためには、相談・支援を行う支援員等の専門性の向上が求められています。

【具体的施策】 5-4-2(7)

- 生活困窮者自立支援制度については、それぞれの地域の中核となる人材を計画的に養成することが制度の円滑な運営には欠かせないものと考えているため、支援に関わる関係機関や市町の担当者に対し、生活困窮者支援に精通した企画検討チームにより企画・立案を行い、支援ニーズに即した研修等を実施します。

(福祉保健課)

- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の維持・向上を図るため、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援員に対する研修を引き続き実施します。
(福祉保健課)
- 母子・父子自立支援員に対して、定期的に研修会を実施し、相談者の様々なニーズに対応できるよう内容等を見直しながら、資質の向上を図ります。
(こども家庭課)
- 幼稚園教諭や保育士、教員、放課後児童支援員など、日頃こどもたちと接する支援者に対して、「支援が必要な世帯の判断基準と支援フロー図」を作成・配布するとともに、こどもの貧困総合相談窓口を設置し、支援者からの相談に応じることで、確実に支援につなぐソーシャルワーク力の向上を図ります。
(こども家庭課)
- 教員等の養成課程を持つ県内大学等に対し、教員等の養成段階において、こどもの貧困に関する研修の必要性や実施について、働きかけを行います。
(こども家庭課)

(8) こどもの居場所への支援

【現状と課題】 5-4-2-(8)

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、地域の実情に応じて、民間と協働した取組が求められていますが、事業構築のノウハウを持たないことや、民間支援団体の活性化が進んでいないなどの課題があります。
- こども食堂などの民間団体による、こどもの貧困対策への自主的な活動に対しては協働した取組を進めており、食品等を提供するフードバンクの機能は充実が図られてきたものの、安定した活動の継続や地域によって活動団体の偏在があることなどに課題を抱えています。

【具体的施策】 5-4-2(8)

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、各地域における支援体制の充実強化、連携強化に向け、県と市町で構成する「こどもの貧困対策推進協議会」を開催し、先進事例の情報提供や技術的助言など、適切な支援を行います。

(こども家庭課)

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、相談があった市町に対し、こども食堂等民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。

(こども家庭課)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労機会の確保

【現状と課題】 5-4-3(1)

- 子育てと就労の両立を目指す困窮世帯等の就職活動は、求人過剰の職種と求人不足の職種といった職種間ミスマッチ、能力・経験・勤務条件などの不一致による条件ミスマッチ、求職者の性格や意欲が会社の風土に合わないといった性格・意欲ミスマッチなどがあることから、適切な助言・指導をしていく必要があります。

【具体的施策】 5-4-3(1)

- 生活困窮者自立支援制度※における就労準備支援事業を県内全域で実施するため、市町の状況を把握するとともに、必要な助言や情報提供等の後方支援を行い、取組を推進します。

(福祉保健課)

- 生活困窮者、生活保護受給者に対して、相談支援員や就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の人への支援などきめ細かな支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む人への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給します。

(福祉保健課)

(2) 親の学び直しの支援

【現状と課題】 5-4-3(2)

- 令和5年度長崎県子どもの生活に関する実態調査によると、貧困線を下回る世帯の父親9.8%、母親の8%において、最終学歴が中学卒となり、他の世帯と比べて、約5%高い割合を示しており、より良い条

件で、就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくためには、学び直しの支援を行う必要があります。

【具体的施策】5-4-3(2)

- こどもの貧困総合相談窓口や長崎県ひとり親家庭等自立促進センター*などの関係機関が連携して、世帯の状況や本人の希望を反映させながら、キャリアプランの再設計を行うとともに、学び直しに活用できる、雇用保険制度の教育訓練給付金や、教育訓練給付金の受給資格を有していない母子（父子）家庭を対象にした自立支援給付金の活用を促進します。

（こども家庭課）

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
学校内又は学校外の専門的な指導や相談をうけた不登校児童生徒の割合	R5	86%	R10	93%
社会的養護における里親等への委託措置率	R5	19.1%	R7	34.9%
心理支援を受けた保護者の養育に対する自信度の向上	-	-	毎年	100%
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	R5	98.2%	R10	100%
ペアレント・プログラム支援者数	R5	44人	R7	50人
生活支援講習会・情報交換事業参加人数	R5	650人	R11	現行値改善
生活保護世帯に属するこどもの進学率	R元～R5平均	高等学校等 95.8%	毎年	95.8%以上を維持
	R元～R5平均	大学等 28.9%	R11	40%以上
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	R元～R5平均	3%	毎年	3%以下を維持

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
児童養護施設のこどもの進学率	R5	高等学校等 100%	R7	100%
	R5	大学等 36.7%	R7	45%
ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）	R4	87.6%	R11	現行値改善
電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）	R5	電気・ガス・水道などが止まった経験 1.7%	R11	現行値改善
食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）	R5	必要な食料品が買えなかった経験 5.1%	R11	現行値改善
	R5	必要な服や靴を買うことを控えた経験 23.7%	R11	現行値改善
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	R5	悩みや子育ての相談などをできる人が欲しいがいない 10.2%	R11	現行値改善
ひとり親家庭の親の就業率	R4	母子世帯 92.5%	R11	現行値改善
	R4	父子世帯 94.9%	R11	現行値改善
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	R4	母子世帯 53.7%	R11	現行値改善
	R4	父子世帯 66.9%	R11	現行値改善
こどもの貧困率	R5	13.9%	R11	現行値改善
ひとり親世帯の貧困率	R5	48.3%	R11	現行値改善

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	R4	母子世帯 40.5%	R11	全国直近値
	R4	父子世帯 17%	R11	全国直近値
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	R4	母子世帯 70.2%	R11	現行値改善
	R4	父子世帯 93.1%	R11	現行値改善

第6章 安全・安心な子育ての環境づくり

第1節 こどもを取り巻く有害環境対策及びインターネット・電子メディア環境改善の推進

【現状と課題】 6-1

- インターネット・電子メディア環境については、近年のスマートフォンの急激な普及等に伴い、こどもの動画やSNS*（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用が増加・長時間化・高度化するとともに、利用の低年齢化が進んでいます。
- こどもの健全育成を阻害する性や暴力等に関する過激な情報が氾濫しています。
- SNS等に起因するいじめ・誹謗中傷、犯罪被害や、アプリケーション利用に伴う消費トラブル・ウイルス感染被害等が増加しています。また、ネット・メディアの長時間利用に伴う、こどもの生活習慣の乱れ、学習への悪影響、ひいては心身の発達への影響や依存の危険性なども懸念されるところです。
- ネット・メディア環境の変化に対応したこどもの安全確保及び適切な利用の促進に向け、関係機関・事業者・団体、学校・PTA、地域、家庭等が連携・協力するとともに、こどもの意見にも耳を傾けながら、知識・対策の普及及びメディアリテラシー*の向上を図ることが必要です。

【具体的施策】 6-1

- 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策については、18歳未満の少年に対する有害図書類の販売の制限、立入調査の実施による区分陳列の徹底を進めます。
(こども未来課)
- 少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例*に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトやSNS*に係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りをさらに積極的に行います。
(警察本部人身安全・少年課、生活安全捜査課)
- 携帯電話販売業者をはじめとする関係機関・団体等と連携し、フィル

タリング・ペアレンタルコントロール^{*}等の普及やインターネット利用のルールづくりなど、ネット・メディアの適切な利用や被害防止対策などに関する広報啓発を推進します。

(こども未来課、警察本部人身安全・少年課)

- 学校・PTA・地域等へのメディア安全指導員の派遣により、こどもや保護者等に対し、ネット・メディア環境に関する最新の知識、乳幼児期を含めた適切な利用方法、フィルタリング^{*}・ペアレンタルコントロールなどの被害防止対策等を普及するとともに、メディアリテラシー^{*}向上のための機会を提供します。

(こども未来課)

- 活用型情報モラル教育教材「GIGA ワークブックながさき」を活用し、児童生徒にネットトラブルから身を守る知識・技術を身につけさせるとともに、決して違法行為をしないという強い意志や心身ともに健康な生活への意識啓発など、適切な情報モラルの醸成に努めます。

【6-1、6-2-2(5)】(児童生徒支援課)

第2節 こども等の安全の確保

1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】6-2-1

- こどもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。そのために、こどもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進する必要があります。
- 「こどもの安全は親が守る。」との認識を向上させ、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底が重要です。
- 自転車事故を防止するために、こどもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底の広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。

【具体的施策】6-2-1

- 交通安全教育施設である長崎交通公園が、交通ルールやマナーを楽しみながら学べる場として、より多くのこども等に活用されるよう、県民への広報を実施します。

(交通・地域安全課)

- 交通安全教育等を実施している交通安全指導員を育成し、交通安全母の会への活動支援、市町交通指導員ブロック研修会の開催など、交通安全指導力の一層の向上に努めます。

(交通・地域安全課)

- 市町や教育庁を通じて県内の小・中・高・特別支援学校から交通安全図画を募集し、優秀作品は長崎県交通安全推進県民協議会で表彰するほか、展示や四季の交通安全ポスターに採用して交通安全の啓発に活用します。

(交通・地域安全課)

- 定期的に通学路の安全点検を実施し、PTA や地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。

(児童生徒支援課)

- こどもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、こどもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

- 県営バスでの乗り方教室等の行事を通じて、路線バスの乗り方のルールやマナーとともに道路横断等の交通ルールなど、児童の交通事故防止対策の啓発を推進します。

(交通局乗合課)

- 関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を普及し、着用効果の啓発など着用普及の推進を積極的に行います。

(交通・地域安全課)

- 関係機関・団体と連携して、児童生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。

(交通・地域安全課)

- こどもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに

に、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

- 小中学校の通学路にある危険ブロック塀等が災害時に倒壊するのを未然に防止するため、市町と連携し、除却を行う者への支援を行います。

(住宅課)

2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 安全情報の提供の推進

【現状と課題】6-2-2(1)

- 年々、県内における刑法犯認知件数は減少しているものの、県内外の通学路等においてこどもが犯罪の被害者となる凶悪犯罪が発生している状況にあることから、こども対象の事件の前兆とみられる声掛け事案、つきまとい事案等を認知した段階で、タイムリーに情報を発信し、県民の被害防止意識及び自主防犯意識の高揚に努める必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、経済社会の多様化等に伴い、クレジットなどの信用取引の増加、ネットショッピング等の無店舗販売の増加、スマートフォンの普及などに伴い若年者をターゲットにしたトラブルも後を絶たない状況となっています。若者の消費者被害の未然防止のためには、高等学校や大学等において消費生活に関する知識を提供することが不可欠です。また、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、特に高等学校での消費者教育の充実が必要です。

【具体的施策】6-2-2(1)

- 携帯電話等へメール配信している「安心メール・キャッチくん」、県警察の公式 SNS*、「もってこいネットワーク通信」、「生活安全ニュース」などの各種広報媒体を活用し、迅速な安全情報の発信・提供に努めます。また、「安心メール・キャッチくん」の登録者の拡大を図ることにより、地域住民の自主防犯意識の高揚及び浸透に努めます。
(警察本部生活安全企画課)
- 高等学校や大学等において、授業支援や消費生活支援講座を実施し、消費生活相談員等を講師として派遣します。また、市町と連携した中

学校への講師派遣などにも取り組みます。

(食品安全・消費生活課)

(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【現状と課題】 6-2-2(2)

- 発生状況等を県民に知らせて自主防犯意識の高揚を図るとともに、発生時間帯、発生場所等を踏まえた通学路等における見守り活動を地域の防犯ボランティア等と相互に連携して取り組むとともに、見守りの担い手の裾野を広げる必要があります。

【具体的施策】 6-2-2(2)

- こどもを犯罪から守るための活動として、防犯ボランティア、少年警察ボランティア、こども110番の家[※]等との緊密な情報交換や合同パトロールの実施のほか、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の推進により、通学路等における効果的な見守り活動ができるように支援を行います。

(警察本部生活安全企画課)

- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部生活安全企画課)

- 学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、こども110番の家や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。

(児童生徒支援課、警察本部生活安全企画課、人身安全・少年課)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【6-2-2(2)、6-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

- 自主防犯活動を行う自治会、ボランティア等の拡大を図るとともに、これらの活動について必要な支援を行います。

(交通・地域安全課)

(3) 防犯講習の推進

【現状と課題】 6-2-2(3)

- こども対象の犯罪は、行為者が甘い言葉や暴行・脅迫を用いるなどの様々な手口があり、被害実態を踏まえて、学校においては「不審者対応避難訓練」、地域においては「自治会等への防犯講話」を随時実施していく必要があります。

【具体的施策】 6-2-2(3)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【6-2-2(2)、6-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

- 自治会、防犯ボランティア等と連携の上、県民のニーズに応じた効果的な防犯講習会等を開催します。

(交通・地域安全課)

- こどもに危険予測・回避能力を身に付けさせるため、防犯ボランティア等との連携による参加体験型の防犯訓練や防犯教室を開催するとともに、学校における不審者への対応要領の習得を目的とした参加体験型の「不審者対応避難訓練」を実施します。

(警察本部生活安全企画課)

(4) 自殺対策の推進

【現状と課題】 6-2-2(4)

- 警察統計によれば、本県における39歳以下のこども・若者による自殺者は全体の約2割を占めており、全国的にも問題となっているいじめやいじめによる自殺は本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。そのため、こども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】 6-2-2(4)

- 民間団体を含む関係機関・団体と連携・協力し、普及啓発の強化、各関係機関における相談支援技術の向上及び体制強化、関係機関の連携体制の強化を取組の柱として、総合的な自殺対策に取り組みます。

(障害福祉課)

- 全ての教育活動を通じて道徳教育を推進し、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。

(義務教育課、児童生徒支援課)

- 学校にスクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*を配置するとともに、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)*やメール相談など、教育相談体制の充実に引き続き取り組みます。また、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等各種研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【5-1-1、6-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

(5) 性犯罪・性暴力の未然防止への取組

【現状と課題】6-2-2(5)

- 全国的に、学校や保育現場等におけるこどもへの性犯罪が後を絶たないため、現在、国において、性犯罪歴の確認を義務化する日本版DBS*の導入を進めているところです。
- 児童生徒の発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ために「生命(いのち)の安全教育」を推進しているところです。

【具体的施策】6-2-2(5)

- 日本版DBSの施行に向け、必要な体制確保を図り、こどもの性犯罪被害の防止を図ります。

(こども未来課)

- 活用型情報モラル教育教材「GIGAワークブックながさき」を活用し、児童生徒にネットトラブルから身を守る知識・技術を身につけさせるとともに、決して違法行為をしないという強い意志や心身ともに健康な生活への意識啓発など、適切な情報モラルの醸成に努めます。

【6-1、6-2-2(5)】(児童生徒支援課)

3 被害を受けたこどもへの支援

【現状と課題】6-2-3

- 事件・事故等の被害に遭った児童生徒については、きめ細かな心のケアが求められています。
- 少年の被害問題について、県警では、被害者支援連絡協議会をはじめ、少年サポートセンター※の職員と県内に2名配置している被害少年カウンセリングアドバイザーがその対応をしています。しかし、少年の被害問題は、多角的にきめ細かな対応が求められており、警察だけでは十分な対応は困難な状況にあります。このようなことから、関係機関・団体との連携をさらに強化していく必要があります。

【具体的施策】 6-2-3

- 学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、教育委員会や学校からの要請に基づき、こころのケアを行う専門家チームを派遣し、2次被害の防止とこころの応急処置を行います。
(障害福祉課)
- 警察や児童相談所等関係機関との連携体制の充実に取り組むとともに、学校へのスクールカウンセラー※の派遣や、教職員の資質向上のための研修会の充実に努めます。
(児童生徒支援課)
- 被害者支援連絡協議会（被害少年分科会）を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑・多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細かな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。
(警察本部人身安全・少年課)
- 被害が潜在化しやすい性犯罪の被害を受けた児童やその保護者等が相談しやすい環境作りのため、24時間対応している「性犯罪被害相談電話（#8103（通称ハートさん）」の広報活動を推進し、相談を受理した際には関係機関と連携した適切な対応に努めます。
(警察本部捜査第一課)

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

【現状と課題】 6-3-1

- 県営住宅の入居希望者については、一般世帯同様に子育て世帯も多いことから、地域的なバランスを考慮しながら子育て世帯向け住宅の募集の検討が必要です。

【具体的施策】 6-3-1

- 県営住宅の定期募集の際、多子家庭向けの優先入居枠を設けます。また、小児慢性特定疾患の患者を看護している方（小児慢性看護世帯）で、一定の要件を満たしている場合には、優先入居を行います。
(住宅課)

- 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況やその他交通の利便性など、子育てに適した良好な周辺環境を有する県営住宅について、空き住戸や建替団地の住戸を子育て用住宅として指定し、一定の入居資格を有する子育て世帯の入居を促進します。

(住宅課)

2 良質な居住環境の確保

【現状と課題】 6-3-2

- 人口や世帯の減少が見込まれる今後の状況や、民間賃貸住宅を含む空き家の増加を踏まえ、これまでのように公共団体が直接建設する子育て世帯向け住宅の供給では限界があるため、今後は民間住宅市場を活用した幅広い支援が必要です。

【具体的施策】 6-3-2

- 民間の不動産団体や社会福祉協議会及び市町でつくる長崎県居住支援協議会を通して、民間住宅市場を活用した子育て世帯等向けの情報提供を図り、支援を行います。

(住宅課)

- 市町と連携の上、国が取り組む子育て世帯向けの新築住宅取得や改修費の支援について、事業周知を行い、活用を促進することにより、安

心して子育てができる住環境整備に努めます。

(住宅課)

- 空き家化の抑制と活用の促進のため、市町と共に、空き家の相談対応や、改修工事等を実施して子育て世帯向けの賃貸住宅や子ども場所[※]の整備等を行う民間事業者への支援を行います。

(住宅課)

3 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】 6-3-3

- 道路利用者の安全・安心の確保に加え、昨今の厳しい財政状況の中において、限られた財源の有効性を高めるためには、公共事業の「選択」と「集中」は避けられない問題となっており、住民のニーズに応えるための重点化やより一層のコスト縮減が課題となっています。
- 全国的に通学路及び未就学児童の園外活動経路における重大事故が発生したことを契機に、特に通学や園外活動時の交通事故を防ぐため、通学路や園外活動経路をはじめとした生活道路における交通安全対策の必要性が高まっています。

【具体的施策】 6-3-3

- 「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づいた歩道整備、重点整備地区内の駅やターミナルと官公庁や福祉施設などを結ぶ道路の車道と歩道を分離、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備など、安全な道路交通環境の整備に取り組みます。

(道路建設課、道路維持課)

- 幹線道路の整備推進により自動車交通を整流化し、生活道路への通過交通車両の進入を排除することで、安全な道路環境の確保に努めます。

(道路建設課)

- 各市町の通学路安全対策推進協議会において策定した通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、各小学校、警察署等と連携した通学路の合同点検を実施し、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施します。

(道路維持課)

- 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急合同点検を、施設管理者、市町こども関係課、警察署等と行い、対策が必要とされた箇所の交通安全対策を実施します。

(道路維持課)

- 生活道路対策エリアにおいてビッグデータを用いた分析を実施し、自動車の速度抑制、通過抑制、歩行空間の確保など歩行者・自転車優先の道路づくりを実施します。

(道路維持課)

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー[※]化

【現状と課題】 6-3-4(1)

- 「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方々が利用する一定規模以上の建物を新築、増改築する場合には、手すりやスロープの設置など条例に定める整備基準を満たすよう義務づけています。また、県所有（管理）施設のバリアフリー化は推進すべき事業であり、予算や各施設の整備計画等の制約の中で、関係課と連携して今後とも推進する必要があります。
- 道路利用者のバリアフリー化に対するニーズはますます高まっています。

【具体的施策】 6-3-4(1)

- 既存施設のバリアフリー化が進むように普及啓発に努めるとともに、既存の県有（県管理）施設については、条例に定める整備基準を満たすように早期の改修に努めます。
(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)
- 今後とも、「長崎県福祉のまちづくり条例」に定められた、一定規模・用途の建築物について、建築時等のバリアフリーの整備基準に基づき、届出の審査及び指導を行います。
(建築課)
- 特定旅客施設[※]、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ経路を、交通事業者、道路管理者、警察等の関係機関と協議し、重点整備地区に定められたものについては、バリアフリー化を推進します。また、重点整備地区

以外の地区においても、各地域のバリアフリー基本構想等に沿った整備の推進を目指します。

(都市政策課、道路建設課)

- 歩道整備にあたって有効幅員の確保、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類地中化事業による歩道の無電柱化等により、安心して外出できる環境整備に取り組みます。

(道路建設課、道路維持課)

- 「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー化推進に取り組みます。

(道路維持課)

(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

【現状と課題】 6-3-4(2)

- 少子高齢化・男女共同参画等と社会情勢が変化する中で、ユニバーサルデザイン*の導入が福祉のまちづくりに求められており、誰もが使いやすいトイレの設置等安心して社会参加できる生活環境の整備は今後も重視されるべき事項です。
- 商店街は地域コミュニティの場であると同時に、育住近接を実現する快適な子育て生活圏としての役割も期待されており、子育て支援につながる施設の設置・運営の取り組みが求められています。
- 「公園」というオープンスペースの価値が高まっているなか、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に遊び、共に学べる場所が求められています。

【具体的施策】 6-3-4(2)

- 「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー*化施設数を増加させることにより、子育て中の方など誰もが使いやすいトイレの設置等を推進します。

(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)

- 商店街の空き店舗等を活用した、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取組を市町と連携し支援します。

(経営支援課)

- 「すべてのこどもが一緒になって楽しく安全に遊べる広場」の整備を推進します。

(都市政策課)

(3) 子育て世帯への情報提供

【現状と課題】 6-3-4(3)

- 平成 18 年 6 月に成立した「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」により積極的なバリアフリー*化の推進が求められており、子育て世帯を含む利用者へのバリアフリー施設整備の情報提供が必要です。

【具体的施策】 6-3-4(3)

- これまでも、交通事業者に、ホームページや時刻表へのバリアフリー施設整備の情報掲載を促しておりますが、よりわかりやすく利用しやすい情報提供について、引き続き交通事業者への協力を要請します。
(交通政策課)
- これまで、長崎県観光連盟が運営する「ながさき旅ネット」や、県の支援を受けた民間のユニバーサルツーリズム推進団体が運営する「長崎県ユニバーサルツーリズムセンター」のホームページを通じてバリアフリー情報等の発信に努めてきました。県内外の子育て家庭を含む多くの方々に長崎県での安心した旅を楽しんでいただけるよう、引き続き受入体制の整備に取り組むとともに、情報発信に努めていきます。
(観光振興課)

5 安全・安心まちづくりの推進

【現状と課題】 6-3-5

- 街路整備において、安全・安心な社会の確立に向け、地域との協働による利用者にとって最適な施設整備が求められています。
- 既存団地の建替や住戸改善工事に伴い、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、防犯性能の高い公共住宅の整備を進めてきたところですが、未対応の団地について防犯性の向上化対応が課題となっています。
- 防犯性能の高い住宅の普及及び犯罪の発生しにくい住宅環境づくりに努める必要があります。

【具体的施策】 6-3-5

- 街路計画の段階から地域住民の方々の意見が反映できるよう説明会等を行い、利用しやすい道路の構造を目指します。
(都市政策課、道路建設課)
- 分かりやすい案内標識、透水性舗装での施工や排水溝の蓋など滑りにくい材料を選定した歩道の水たまりの対策など、安全・安心なまちづくりに取り組みます。
(都市政策課、道路維持課)
- 都市公園*が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。
(都市政策課)
- 既存団地の建替や改善工事により、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベーターの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。
(住宅課、営繕課)
- 引き続き、関係機関・団体と連携して防犯診断及び防犯キャンペーンを実施するとともに、各種防犯教室等を開催して住宅や駐車場等の防犯対策の推進や防犯性能の高い建物部品などの普及広報に努めます。
(交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング・ペアレンタルコントロール等利用率	R5	63%	R7~11	63%以上を維持
県営住宅におけるバリアフリー化率	R5	55.7%	R11	61%
通学路の歩道等の整備延長	R7	0km	R11	12.5km

第7章 県民総ぐるみの子育て支援

第1節 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

【現状と課題】 7-1

- 社会全体で子育てを応援する気運を醸成するため、平成18年度から、「ながさき子育て応援の店事業」を推進、また、平成29年度から長崎県青少年育成県民会議と連携したフリーマガジンを発行しています。
- こどもを産み育てやすい環境を整備するため、子育てを応援するポータルサイトを平成27年度に開設、令和5年度に改修を行い、SNS*を活用した情報発信を行っています。
- こども・子育てにやさしい長崎県づくりに向け、多様な主体を巻き込みながら、社会全体で子育てを応援する気運を醸成することが必要です。

【具体的施策】 7-1

- 「ながさき子育て応援の店事業」を推進し、協賛店舗のさらなる拡大と、子育て世代に提供するサービスの一層の充実を図ります。
(こども未来課)
- スマートフォンへの対応など子育て世代の実情やニーズに対応しながら、ポータルサイトやSNSなどを活用し、子育てに関する社会資源、ネットワーク、市町の支援策などに関する情報提供及び子育て家庭への相談支援を行います。
【3-1-1、3-3-2(1)、7-1 掲載】(こども未来課)
- フリーマガジン「ココロン」により、子育てを応援する企業・団体等の情報を発信し、企業・団体の一層の参画を促進します。
(こども未来課)
- 若者、企業・団体、市町等と連携した子育て応援の取組や「長崎県こども・若者応援団表彰」を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てを支援する個人・団体等の取組について、報道や各種広報媒体等を通じて、効率的・効果的な情報発信を行います。
(こども未来課)

第2節 ココロねっこ運動*の推進

【現状と課題】 7-2

- 平成 13 年度から、こどもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直す県民運動として、長崎県青少年育成県民会議との連携による「ココロねっこ運動」を推進しています。
- 平成 17 年度に、痛ましい少年事件が連続して発生したことを受け、関係機関が連携して総合的にこども・子育て支援に取り組むため、県こども政策局が創設されました。
- ココロねっこ運動の輪を広げるため、各団体の運動登録を推進しており、令和5年度末には約 6,500 団体が登録しています。
- ココロねっこ運動の地道で着実な推進を図るため、地域主導の普及啓発活動を進める必要があります。

【具体的施策】 7-2

- ココロねっこ運動については、長崎県青少年育成県民会議や各市町、各青少年育成市町民会議などの地域の活動主体と「こどもまんなか社会」の理念を共有するとともに、こどもの声を聴くなどの新たな視点で必要な見直しを行いながら、引き続き推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
 - ・ 県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
 - ・ 地域主導の運動推進のため、各市町担当者、ココロねっこ指導員・推進員による組織づくりを進め、具体的実践、広報啓発、組織の資質向上のための研修会を実施します。
 - ・ 自治会、こども会、地域婦人会、老人クラブ、NPO などによるこどもを見守る活動や子育て支援など、家庭・学校・地域団体等が連携した活動を促進します。
 - ・ 結婚、妊娠・出産、子育てを支援する個人・団体等の取組について、報道や各種広報媒体等を通じた効率的・効果的な情報発信を行います。
 - ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）及び秋のこどもまんなか月間（11月）における啓発活動及び街頭補導の充実に努めます。
 - ・ ココロねっこ運動の一環として、「ながさき子育て応援の店事業」「子育て応援フリーマガジン発行」「メディア環境改善事業」等に取り組みます。

【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】（こども未来課）

第3節 家庭の日*の普及

【現状と課題】 7-3

- 家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、昭和56年から提唱してきました。
- 核家族化や少子化の進行、ライフスタイルの変化など、社会環境の急激な変化は家族のあり方に大きな影響を与えています。こどもや家庭を社会全体で支える大切さや、こどもの育ちにおける愛着形成と遊び・体験の重要性などについて理解を深めてもらうためにも、家庭の日の広報啓発が必要です。

【具体的施策】 7-3

- 毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日」を定めて、こどもや家庭を社会全体で支える大切さや、こどもの育ちにおける愛着形成と遊び・体験の重要性などについて、県民への周知啓発を行うとともに、共働き・共育ての推進等を図りながら、保護者とこどもが向き合う時間「こども時間*」の確保・拡大に努めます。

【3-3-1、7-3 掲載】（こども未来課）

- 各市町及び長崎県青少年育成県民会議と連携し、「家庭の日」普及のための広報活動に努めます。

（こども未来課）

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	R5	27.8%	R11	70%
家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれていると思うこどもの割合	R6	79%	R11	84%

第8章 こどもの心と命を守るための取組

第1節 関係機関の連携強化

【現状と課題】 8-1

- 市町児童福祉担当課は、市町要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）のほか、児童相談の第一義的な相談窓口として重要な役割を担っています。市町が役割を果たしていくにあたり、児童福祉司任用資格等を持つ専門職の配置などの面で必ずしも十分な体制となっていないため、県からのバックアップが必要です。
- 県が市町支援等を行うにあたっては、県においても、専門性を持った人材の育成などとともに、児童相談所と市町・学校・警察・医療機関・家庭裁判所等関係機関との連携を強化し、児童相談所機能の充実強化を図っていく必要があります。
- 令和5年度の長崎県こどもの生活に関する実態調査では、支援制度を知らないと回答した世帯が一定数存在し、利用可能であるにもかかわらず利用まで至っていない可能性が考えられることから、貧困の特有の課題である「支援が届かない、届きにくい世帯」に対して、確実に支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- また、保護者の調査結果からは、気持ちの不安定さや体調など、保護者が社会的に孤立している状況がうかがえたことから、保護者が気軽に相談できる体制の整備が必要です。

【具体的施策】 8-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた指針に基づき連携します。
(こども家庭課)
- 市町児童福祉等主管課長及び実務者協議会等において、各市町の相談体制や運用における課題を定期的に把握し、課題解決に向けた支援を行います。
(こども家庭課)
- 市町における児童相談体制強化のため、市町職員の専門性向上を目指した研修の実施、県に登録した児童福祉、法律、医療の専門家等の市

町への派遣による技術的助言などを行います。

(こども家庭課)

- 児童相談所における法的対応機能の強化のため、弁護士による定期的な助言指導を受けられるような体制のさらなる充実に努めます。
(こども家庭課)
- 児童相談所と警察との連携では、連絡協議会・合同研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会で在宅の児童虐待事案の全件情報共有を行うなどさらなる連携強化を図ります。
(こども家庭課)
- 児童相談所と学校・教育委員会との連携では、日頃からの児童相談所との情報共有を図るとともに、教員向け研修において、児童福祉関係の講師派遣や人事交流などによる連携を図ります。
(こども家庭課)
- 児童相談所と医療機関との連携では、長崎大学の地域連携精神医学講座と連携した専門医による研修やケースカンファレンスへの参画等により連携の充実に努めていきます。
(こども家庭課)
- 県保健所との連携については、機関相互が、精神疾患や発達障害※を有する要保護児童への支援に関する諸制度等の理解に努めるなど、関係強化を図っていきます。
(こども家庭課)
- 児童生徒を取り巻く問題や課題が複雑化・深刻化する中、「学校と関係機関との連携マニュアル」などの活用を通し、警察や児童相談所等関係機関との連携を強化し、児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行います。
(児童生徒支援課)
- 児童相談所業務のデジタル化を推進し、業務効率化と情報共有を強化することで、迅速かつ効果的な支援体制の構築を目指します。
【5-1-2(1)、8-1 掲載】(こども家庭課)
- 県ホームページに「NAGASAKI こどもの夢応援ガイドブック」を掲載するなど、制度周知に向けた情報発信の強化を図るとともに、市町において、利用可能な制度の周知を徹底するなど、確実に制度利用につなぐための庁内の連携強化を促進します。
(こども家庭課)

- 教員等の支援者に対し、日頃のこどもたちの様子などから、支援が必要なケースを判断する「判断基準」と、具体的な対応方法や関係機関との連携方法などがわかる「支援フロー図」を作成・配布し、その活用方法等の研修を実施することにより、支援者のソーシャルワーク力の向上を図ります。
(こども家庭課)
- こどもの貧困総合相談窓口を設置し、SNS*を活用した相談対応を実施することで、保護者やこどもが気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、支援者からの対処困難事例などの相談にも対応することで、貧困世帯と支援者の双方を支える体制を整備します。
(こども家庭課)

第2節 特別な配慮が必要なこどもへの支援

【現状と課題】 8-2

- 発達障害*児・者の支援については、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関において支援体制の課題共有、連携緊密化などを協議していく組織を設置しています。
- 幼保における指導の過程とその結果の要約を記録し、小学校における指導に役立たせるための指導要録が十分に活用されていないため、乳幼児期から学童期までの情報を書面により引継ぎ、支援の継続を確実にできるようにする必要があります。
- 発達障害の早期発見には5歳児健診の重要性が言われていますが、実施していない市町があります。
- 教育や医療等の各分野の関係者が健診やカンファレンスに参加することで、情報共有や支援方針の検討を行うことができますが、市町によって参加状況が異なります。
- 発達障害児の診断・評価ができる医師が少ないため、専門医受診の場合、初診までの待機時間が長期にわたるなど早期診療の機会確保が難しい状況にあります。
- 放課後等デイサービス等による発達支援について、支援内容が単なる預かりや習い事と変わらないものなど障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容が一部に見受けられており、発達支援の質の向上が求められています。

- 発達障害等のこどもの心に関する障害の認知や障害に対する保護者の受容が進み、診療を必要とするこどもが多くなる一方で、こどもの心を専門とする精神科医師が少ない状況にあります。
- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要なこども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要なこども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校で就学する児童生徒には、障害に応じた様々な通学用品や学用品等が必要な場合が多く、保護者の経済的負担が大きくなっています。

【具体的施策】 8-2

- 県内の関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）が発達障害児・者に関する情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制の構築を目的とする「発達障害児・者総合支援推進会議」において、役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を行います。
(こども家庭課)
- 幼稚園、保育所、認定こども園*の指導要録の様式を統一した「こども要録」による乳幼児期から学齢期までの情報引継ぎや支援の継続を確実にできるようにします。
(こども未来課)
- 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を活用しながら、児童生徒の進学・進級や転学の際に学校・学年間において統一的な視点で引継ぎを確実にを行い、継続した指導・支援を実施します。
(児童生徒支援課)
- 市町が実施する1歳6か月、3歳児健診の標準化を図るため、作成した「発達障害等早期支援のための乳幼児健康診査マニュアル」を活用し、従事者研修会を定期的開催するとともに、5歳児健診マニュアルの活用と併せ、未実施市町に対し実施に向けた働きかけを行います。
(こども家庭課)
- 県立こども医療福祉センター等で、発達障害児の診断・評価に関する

医師の研修を行い、発達障害児を診察可能な小児科医師を養成します。
(障害福祉課)

- 地域における障害児支援体制を整備するため、県立こども医療福祉センターが、幼稚園や保育所で支援を担当する職員に対し、気づきや適切な支援の必要性の理解促進を図るとともに、「児童発達支援センター」等の障害児支援の質の向上のための技術支援を実施します。
(障害福祉課)
- 児童発達支援センター等が地域の中核施設として実施する指導や研修などの取組を支援し、放課後等デイサービスなど地域における発達支援の質の向上を推進します。
(障害福祉課)
- 長崎大学病院で養成した児童・青年期精神医学を専門とする「長崎県こどもの心のサポート医」のフォローアップ研修を実施し、発達障害児の支援体制の充実を図ります。
(障害福祉課)
- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校(園)内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。
【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)
- 特別支援学校で就学する児童生徒の保護者に対し、所得等に応じて就学に必要な経費の全部または一部を支給し、経済的負担を軽減します。
(教育環境整備課)

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	R5	58人	R11	59人
5歳児健診実施市町数	R5	19市町	R11	21市町

第八編 数値目標

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 こどもまんなか社会の実現		
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	(小) 78.9% (R6)	(小) 上昇 (R11)
	(中) 74.9% (R6)	(中) 上昇 (R11)
	(高) 71.5% (R6)	(高) 上昇 (R11)
2 妊娠・出産の支援		
妊産婦死亡数	0人 (R5)	0人 (毎年)
不妊治療費助成組数	259組 (R5)	-
妊娠・出産に関する正しい知識などの普及を図る健康教育参加者の理解度	99% (R5)	100% (毎年)
3 こどもや子育て家庭への支援		
こども家庭センター設置市町数	0市町 (R4)	21市町 (R8)
保育所待機児童数	0人 (R5)	0人 (毎年)
病児・病後児保育実施施設数	46箇所 (R5)	63箇所 (R11)
放課後児童クラブやその他の団体等と連携して、充実した活動ができていると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	48.9% (R5)	60% (R10)
こどもの居場所設置数	110箇所 (R6)	307箇所 (R11)
児童生徒の不読率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	(小) 0.1% (R5)	(小) 0.1% 以下を維持 (毎年)
	(中) 0.4% (R5)	(中) 0.6% 以下を維持 (毎年)
	(高) 14% (R5)	(高) 13% 以下を維持 (毎年)
「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	87.9% (R5)	90%以上を維持 (R10)
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	91% (R5)	100% (R11)
私立小・中・高等学校の耐震化率	89.8% (R5)	100% (R11)
県内高校生の県内就職率	61.1% (H30)	68% (R7)

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	73.5% (R5)	70%以上を維持 (毎年)
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	25,144円 (R5)	27,500円 (R8)
保育施設等における死亡事故発生件数	0件 (R5)	0件 (毎年)
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	98.8% (R5)	97%以上を維持 (毎年)
ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	99% (R5)	90%以上を維持 (毎年)
自分の周りに遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思うこどもの割合	40.4% (R5)	50% (R11)
人権意識を持って生活していると思う人の割合	73.6% (R4)	80% (R10)
4 仕事と生活が調和する社会の実現		
20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4% (R元)	47.5% (R7)
生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	36.6% (R5)	45% (R11)
ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	87.5% (R7)
放課後児童クラブ待機児童数	35人 (R5)	0人 (毎年)
5 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援		
学校内又は学校外の専門的な指導や相談をうけた不登校児童生徒の割合	86% (R5)	93% (R10)
社会的養護における里親等への委託措置率	19.1% (R5)	34.9% (R7)
心理支援を受けた保護者の養育に対する自信度の向上	-	100% (毎年)
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	98.2% (R5)	100% (R10)
ペアレント・プログラム支援者数	44人 (R5)	50人 (R7)
生活支援講習会・情報交換事業参加人数	650人 (R5)	現行値改善 (R11)
生活保護世帯に属するこどもの進学率	高等学校等 95.8% (R元～R5平均)	95.8%以上を維持 (毎年)
	大学等 28.9% (R元～R5平均)	40%以上 (R11)

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3% (R元~R5平均)	3%以下を維持 (毎年)
児童養護施設のこどもの進学率	高等学校等 100% (R5)	100% (R7)
	大学等 36.7% (R5)	45% (R7)
ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所・幼稚園等)	87.6% (R4)	現行値改善 (R11)
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気・ガス・水道などが止まった経験 1.7% (R5)	現行値改善 (R11)
食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	必要な食料品が買えなかった経験 5.1% (R5)	現行値改善 (R11)
	必要な服や靴を買うことを控えた経験 23.7% (R5)	現行値改善 (R11)
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	悩みや子育ての相談などをできる人が欲しいがいない 10.2% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 92.5% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 94.9% (R4)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 53.7% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 66.9% (R4)	現行値改善 (R11)
こどもの貧困率	13.9% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親世帯の貧困率	48.3% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 40.5% (R4)	全国直近値 (R11)
	父子世帯 17% (R4)	全国直近値 (R11)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合	母子世帯 70.2% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 93.1% (R4)	現行値改善 (R11)

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
6 安全・安心な子育ての環境づくり		
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング・ペアレンタルコントロール等利用率	63% (R5)	63%以上を維持 (R7~11)
県営住宅におけるバリアフリー化率	55.7% (R5)	61% (R11)
通学路の歩道等の整備延長	0km (R7)	12.5km (R11)
7 県民総ぐるみの子育て支援		
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8% (R5)	70% (R11)
家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれていると思うこどもの割合	79% (R6)	84% (R11)
8 こどもの心と命を守るための取組		
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	58人 (R5)	59人 (R11)
5歳児健診実施市町数	19市町 (R5)	21市町 (R11)

用語解説

[ア行]

○IoT

インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等により、従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場などの様々なモノがインターネットへつながること。

○ESD

持続可能な開発のための教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

○一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

○一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう、事業主が策定する次世代育成支援対策のための行動計画。

現在、101人以上の企業に策定義務がある。

○医療的ケア児

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが日常的に必要なこども。

○インターンシップ

生徒が一定期間、企業等で職場体験実習をする制度。

○AI

人工知能。人間の知能活動の一部をコンピュータを用いて人工的に再現したもの。

○SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

○SDGs

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成。

○NICU

低出生体重児や、何らかの病気を持って生まれた新生児を集中的に管理・治療する設備とスタッフを備えた集中治療室。

[カ行]

○学校家庭クラブ活動

学校や地域の中から課題を見だし、課題解決を目指してグループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習のこと。

○学校保健委員会

学校におけるこどもたちの健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するために、教職員の他に学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などで構成される委員会。

○家庭教育

親がこどもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

○家庭の日

長崎県子育て条例において、毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てることを目的として定めた日。

○危険ドラッグ

大麻、覚醒剤に似た幻覚作用や興奮作用を持ち、アロマやお香等と称して販売されている。これらを使用し、車両を運転したことによる重大な事件・事故や健康被害が相次いで発生している。

○希望出生率

若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう場合に想定される出生率。

○キャリア教育

働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○「くるみん」の認定

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる制度。

○合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

○校内教育支援センター

不登校児童生徒や教室に入りづらさを感じている児童生徒が、落ち着いた環境で自分に合ったペースで学習・生活できる、空き教室等を活用した学校内のスペース。スペシャルサポートルーム（SSR）と呼ばれることもある。

○ココロねっこ運動

こどもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、こどもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動。

○こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

○こども時間

こどもと一緒に過ごすなど、こどものために使う時間。

○こども・女性・障害者支援センター

児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

○こども誰でも通園制度

0～2歳児の未就園児を含め、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するために創設された、就労要件を問わず時間帯で柔軟に利用できる制度。

○こども場所

こどもたちの居場所・遊び場や子育て世帯などへの各種支援拠点等。

○子ども110番の家

こどもが何らかの被害に遭ったり、遭いそ

うになったり、助けを求めてきたりした場合に「こどもの一時保護」、「110番通報を始めとした警察への連絡」などの措置をとる地域安全ボランティア。

○子ども・若者

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法において、乳幼児期から30代までを指す。従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。

[サ行]

○里親

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができないこどもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり温かい愛情と家庭的な雰囲気や養育することを希望する者で都道府県が適当と認めるもの。

○仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

○次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。

○市町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町が定めることが義務付けられた計画。市町村は、この計画に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等を実施することとされている。

○児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設。児

童の遊びを指導する児童厚生員などが配置され、こどもの遊びやスポーツ、読書等の健全育成活動のほか、こども会や母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業等の活動などが行われ、地域における子育て支援の拠点施設となっている。

○児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当。

○児童家庭支援センター

こども、家庭、地域住民などからの相談に応じて必要な助言・指導を行うとともに、関係機関や施設との連絡調整などを総合的に行う相談機関。児童相談所を補完するものとして、児童養護施設等の児童福祉施設等に設置されている。

○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

○少年警察ボランティア

警察本部長等が委嘱した少年の非行防止及び保護等を図るための活動を行うボランティアで、少年補導員、少年指導委員等をいう。

○少年サポートセンター

少年補導職員等が街頭補導、少年相談活動、非行防止講話等を通じて、少年非行、被害防止、立ち直り支援等を行う県警本部少年課に設置している専門部署。

○周産期医療

妊娠満22週以降、出産7日未満の期間にある母子を対象に、ハイリスク症例(妊産婦、胎児及び早期新生児について集中管理の必要な症例)の出生前から、新生児集中治療管理室退院後のフォローアップまで含めた一連の医療。

○スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

○生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立の支援を目的とした制度。県や市町村が設置する相談窓口において、生活困窮者からの相談に幅広く応じ、様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた様々な事業の活用や関係機関との連携などにより、就労その他の自立に向けた支援を行う。

○生活保護制度

資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

○潜在保育士

保育士資格を持ちながら、現在は保育士として働いていない者。

○総合型地域スポーツクラブ

誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味

や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が協力して主体的に活動・運営していくクラブのこと。

【夕行】

○地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を行う場所。支援拠点において、育児相談、情報提供、その他の援助を実施する。

○地域子ども教室

放課後や土曜日等に学校等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。

○地域若者サポートステーション

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

○ODV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人からの暴力。

○電子黒板

コンピュータの画面上の教材をスクリーンまたはディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる機器。

○特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、市町村長が施設型給付費(施設が教育・保育を提供するために必要な費用に対する財政支援)の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

○特定旅客施設

鉄道駅やバスターミナルなどの旅客施設のうち、利用者数が多い(1日あたり5,000人以上)ものや、高齢者、身体障害者の利用が特に多い(1日あたり5,000人以上が利用する施設と同程度の利用者がある)と認められたもの。

○都市公園

休息、遊戯、運動などのレクリエーションを主な目的とする公共空地であり、都市における施設と位置付けられた、いわゆる一般的な公園のこと。

[ナ行]

○長崎県少年保護育成条例

少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、少年の健全な育成を図ることを目的とする条例。

○長崎っ子の心を見つめる教育週間

長崎県のすべての公立学校で、5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、教育活動を公開し、学校と保護者や地域の方々が連携して「心豊かな長崎っ子」の育成を図る取組。

○ながさきファミリープログラム

本県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支えあう関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

○ニート

15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者。

○24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

いじめ等に悩む児童生徒や保護者等が24時間いつでも相談できる電話相談窓口。

○日本版DBS

教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み。

○乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。

○認定区分

1号認定:満3歳以上の小学校就学前のこども(2号認定に該当する者を除く。)

2号認定:満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定:満3歳未満のこどもであって、2号認定と同様の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設。

○農泊

日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらおう農山漁村滞在型旅行。

[ハ行]

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が低年齢において発現するもの。

○バリアフリー

高齢者・障害者だけでなく、妊産婦や子どもにとっても暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭及び寡婦。

○ひとり親家庭等自立促進センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、病児・病後児の預かりや早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が助け合う相互援助活動に関して連絡調整する事業。

○ファミリーホーム

里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5人～6人を定員として、こどもを養育する制度。

○フィルタリング

パソコンやスマートフォン等において、有害なホームページを選別し、こどもに見せないようにするための機能。

○不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況に

あること。

○ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

○フレッシュワーク

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県が長崎市に設置した施設。

○プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

○ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたグループ・プログラム。

○ペアレンタルコントロール

パソコンやスマートフォン等において、使用状況の把握等を行う機能。また、スマートフォンをはじめとした電子メディアの利用に際し、アプリ等により同機能やフィルタリング機能の設定、家庭内でルールを決めるなど、保護者がこどものインターネット利用を管理すること。

○ペアレントメンター

自らも発達障害のあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。相談対応や必要な情報の紹介、自らの育児経験の紹介等により発達障害のあるこどもの保護者への支援を行う。

○放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館

や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

○母子会

母子家庭母及び寡婦の福祉の増進を目的に組織された団体。

[マ行]

○マザーズコーナー

子育てしながら就職を希望している方に対して、こども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うことを目的として公共職業安定所に設置されているもの。

○メディアリテラシー

各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及する ICT 機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。

[ヤ行]

○ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように製品、建物、環境をデザインすること。

[ラ行]

○療育

医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。